



京都府における「養護学校ブロック」構想と養護学校の新たな任務

渡部, 昭男

(Citation)

障害者教育科学, 7:30-69

(Issue Date)

1983-07-27

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100491559>



京都府における「養護学校ブロック」構想と養護学校の新たな任務

鳥取大学

渡部 昭 男

はじめに

1979年度からの学校教育法中の養護学校に関する部分の義務制の施行は、「国力の状態」を理由¹⁾に延期され続けてきた日本国憲法・教育基本法下の我が国義務教育の制度上の整備を意味する。学校教育法施行後、実に32年を要している。それ故に憲法・教基法に内包された積極的理念がどのように発展的に具体化される中で1979年度の義務教育制度の整備を迎えたのかが問われねばならない。今日、科学的・民主的障害者教育学及び障害者教育実践は、(学校)教育の全体に対して教育実践及び教育学の新たな次元での創造・構築に寄与すべきである。

その場合、我々が発展さすべき理論的・実践的課題の環は「『教育を受ける権利』の実質保障²⁾」であると考える。1960・1970年代における「障害児の学習権」「発達権」「生存＝発達権」の提起は、法解釈、研究及び実践運動等の基本方向・基本理念を単なる形態的なものではない「『教育を受ける権利』の実質保障」として示したが、制度論、行政論、教育課程論などの裏付けを伴って主権者一人ひとりに権利の実質保障を達成していく課題は今日に引き継がれている。「落ちこぼし」「非行」「学力の剥落」等学校教育における能力主義の矛盾が激化している中で、「教育を受ける権利」を規定した日本国憲法第26条の「その能力に応じて、ひとしく」の1980年代的深化が鋭く問われている。障害児教育におけるインテグレーションの論議は特に通常の学級における能力主義

教育の問題を不問に付すことはできず、この点からも障害児教育に限定されない「『教育を受ける権利』の実質保障」論の構築が急がれる。

本稿では、上述の観点から京都府における「養護学校ブロック」構想の意義を明らかにするとともに、「教育を受ける権利」の実質保障のために果たすべき養護学校の新たな任務について考究する。そして、その過程で、いわゆる「地域論」「校区論」についてもより発展的な吟味を行なう。

I 障推協の養護学校の位置づけと「養護学校ブロック」構想

1969年4月に仮開校した与謝の海養護学校は、その「学校宣言」において、「この学校は“すべての子どもにひとしく教育を保障してほしい”と要求する障害児の父母と、障害児教育に直接かわっていた障害児学級担任を中核とする、地域ぐるみの十余年間の運動の中で設置を勝ちとった学校である。」との確認を行っている。そして、「この学校は『すべての障害児にひとしく教育を保障する』— 権利を守る砦としての役割をもつ学校である。」等の学校の役割の位置づけを行っている。その一つとして、「この学校は、地域における障害児教育・障害児運動の砦としての役割りを果たす任務をもっている学校である。」が掲げられている。

このように、養護学校と「地域」との関係を強く意識してきたことが京都府の障害児教育の特徴点の一つである。

ところで、「府の障害児教育の到達点を明らかにしつつ、養護学校の義務制を実施する上で必要な施策の在り方や義務制実施以降の教育制度、内容、方法の改善点をはじめ、行政的、実践的な課題等について、総合的、統一的、専門的に検討する必要⁵⁾」から、1974年11月、嵯峨府政下の教育長の私的諮問機関として「京都府障害児教育推進協議会」（以下、障推協）が設置された。障推協は、「障害児教育推進上の基本課題」を明示した最終報告書『京都府における障害児教育の推進について』を1978年3月に公にしている。そこでは、(i)養護学校義務制完全実施を新しい一歩とする障害児教育機関の民主的整備・充実、及び(ii)科学的障害児教育創造の基礎を築きはじめることとをとりわけ「1970年代の到達目標」として提示し、あわせて障害児の義務教育推進に必要な行政施策や関連部門の整備を相当具体的な形で示していた。しかし、周知のように「障害児教育推進上の基本的課題」は報告書提出直後の1978年4月に府政が変わったために実現の運びには至っていない。従って、養護学校と「地域」の関係についても、障推協報告に添って今日の障害児教育の到達点を吟味し、問題点と課題とを再度明らかにし直す作業が求められている。

障推協報告は、「障害児教育推進上の基本的課題」と題した第2章（22頁）の中で半分を超える12頁をあてて「障害児教育諸機関の性格と任務」について述べている。その中で、「地域」との関係について、障害児教育諸学校は「障害児教育の専門機関であり、地域における社会資源とし位置づけられる⁶⁾」との考えを示している。具体的には、「府下及び各地域において、障害児の教育・保育について、更には、障害児者及びその家族・関係者の諸権利を守り発展させるうえで必要な実践・研究・運動を自らの課題として共に推進するために必要な指導性と奉仕性をもつところのまさに地域における権利を守る砦としての性格と責務をもつ機関⁶⁾」として障害児教育諸学校を位置づけている。

これを受けて、第3章「障害児の義務教育推進

上必要な行政施策」の第2節「障害児教育諸機関の条件整備に関する課題」においては、「地域の社会資源として必要な諸条件の整備・充実、改善を図る」として次のような提案が行われている。

「障害児教育諸学校が地域の障害者の教育保障、発達保障のセンターとして果たすべき責務は大きい。したがって、地域に根づいた学校として実践・研究運動の上で豊かな奉仕性を具備する必要がある。その際、医療・福祉等の諸機関それぞれと連帯しながら、共に地域住民に奉仕する機関としての役割りをもつことはいうまでもない。したがって、将来、自治体を単位とした保健、医療、福祉各分野からなり、それらの機能を総合的に発揮するための委員会づくりをすすめると共に、その委員会とも提携して、地域の障害児者やその家族関係者、さらに住民が社会資源としての学校の機能を十分利用できる条件を整える必要がある。（中略）この点は、地域の条件によって内容は異なるので、教職員⁷⁾や、地域関係者の民主的な討議が必要である。」

障推協は、養護学校教育義務化以降の障害児教育の展望を、障害児教育諸機関の分断的關係において把えるのではなく、協力・共同の関係を築き、総合的整備を進める方向で示した。その中で、他の機関とは相対的に区分される障害児教育諸学校の性格、責務及び「地域」との関係を展開している。

しかし、報告書の中で「地域」という用語に対する明確な説明はなされていない。本論で引用した短い文章の中においてさえ、「府下及び各地域」であるとか、「各自治体を単位とした」という言葉が使用されているところからみて、「地域」は「府」又は「各自治体」そのものではないと推察される。「地域」概念は行政単位としての府や市町村に単純に代置しえない豊かな意味を内包しているともいえるが、逆にいえば極めて曖昧であるともいえる。

これは、与謝の海養護学校の「学校宣言」においても同様に指摘しうる。例えば、「地域ぐるみの十余年間の運動」といった場合には、運動母体

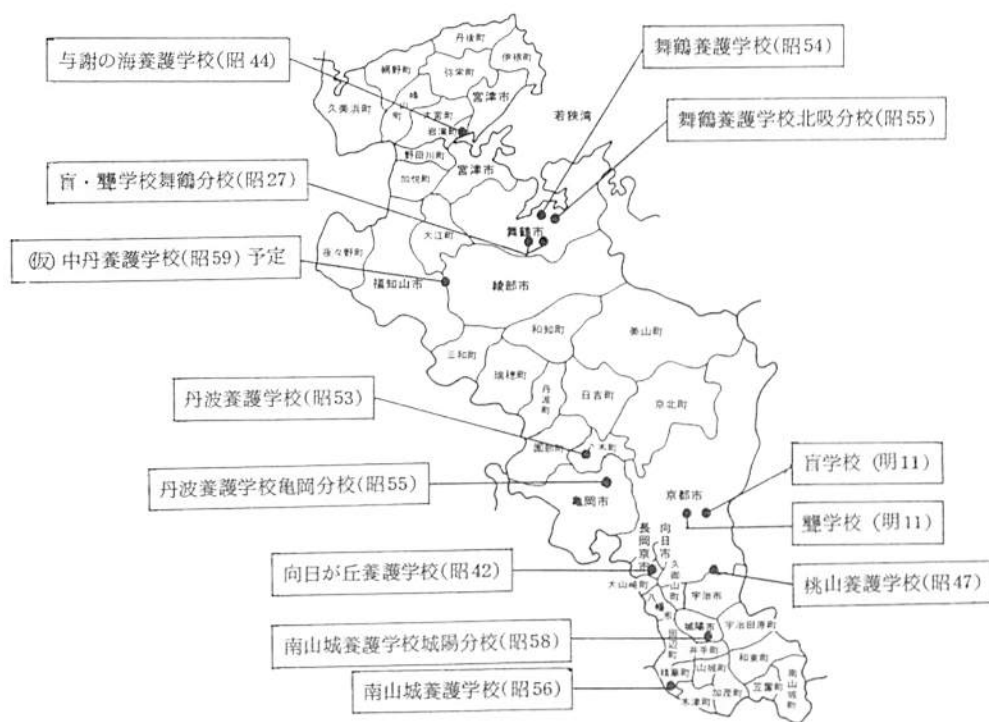
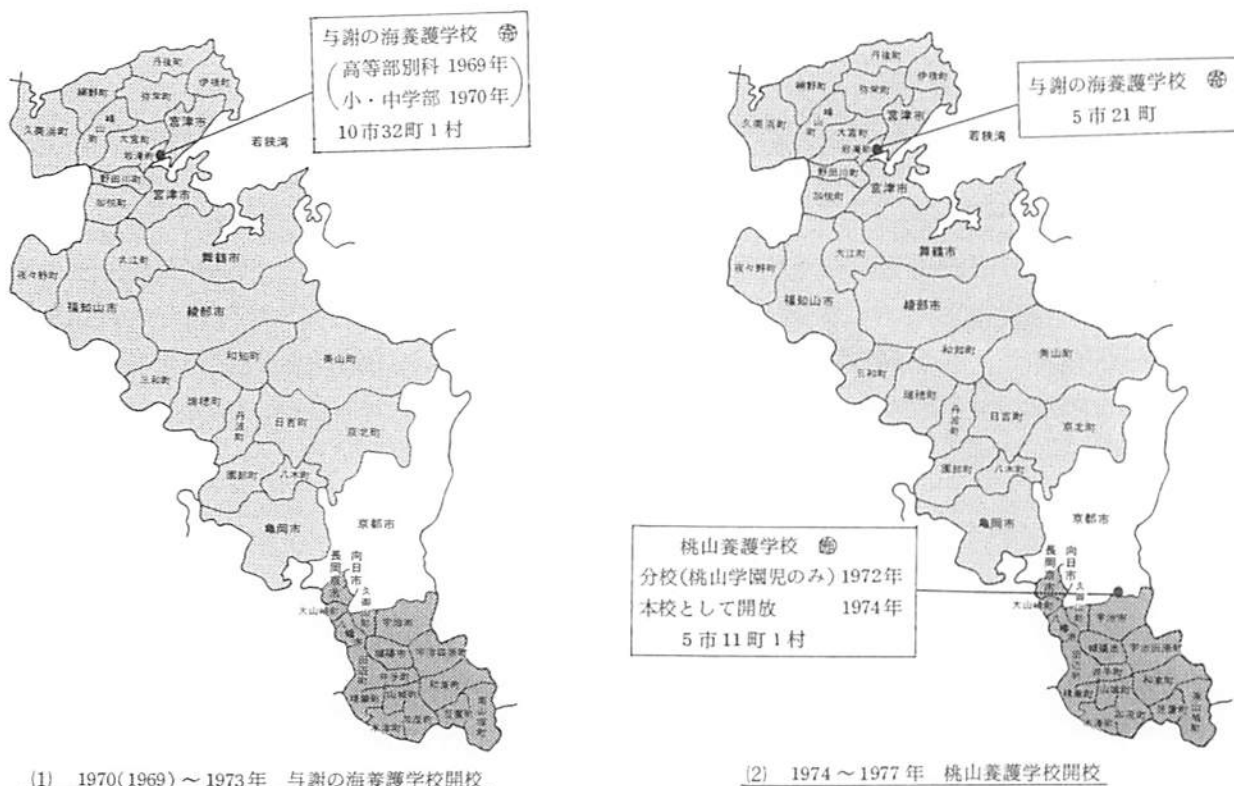


Fig. 1 京都府立盲・聾・養護学校の配置状況

注1) 京都府教育委員会：『京都府の障害児教育 第8集』(1981)に加筆。



(1) 1970(1969) ~ 1973年 与謝の海養護学校開校

(2) 1974 ~ 1977年 桃山養護学校開校

Fig. 2 京都府立精神薄弱養護学校の通学区域の変遷

注1) ㊦は寄宿舎併設, ㊦は児童福祉施設併設



(3) 1978年 丹波養護学校開校及び向日が丘養護学校(高等部)乙訓地区のちえ遅れ児のうけとめ開始



(4) 1979～1980年 丹波養護学校三和町を編入及び向日が丘養護学校(小学部・中学部)乙訓地区のちえ遅れ児のうけとめ開始



(5) 1981～1983年 南山城養護学校開校



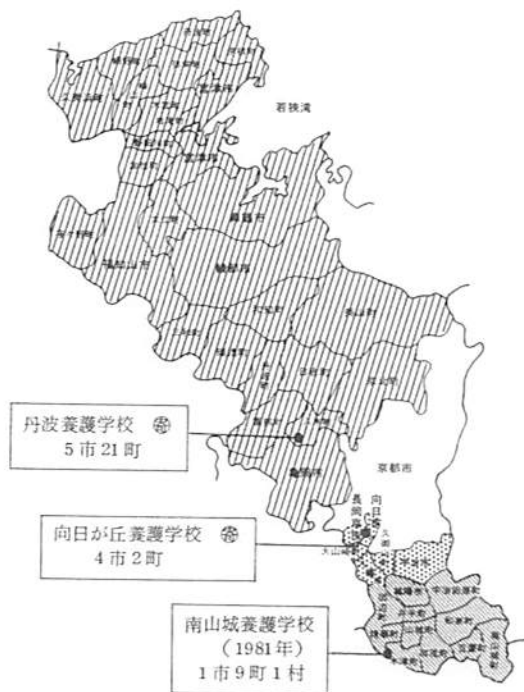
(6) 1984年～ (仮)中丹養護学校開校



(1) 1967～1977年 向日が丘養護学校開校



(2) 1978～1980年 丹波養護学校開校



(3) 1981～1983年 南山城養護学校開校



(4) 1984年～(仮)中丹波養護学校開校

Fig.3 京都府立肢体不自由養護学校の通学区域の変遷

であったところの主に与謝・丹後地方の1市10町（舞鶴市を含めれば2市10町）をさすと思われる。これに対し、学校で受けとめている子どもたちの居住市町村からみれば、開校当初は京都市を除く府下10市32町1村の全てが通学区域であり、実際には京都市の子どもも含まれていたので全府下であった（Fig. 2-(1)）。さらに、学校の建設地の近隣ということでは「地域」はせいぜい岩滝町に宮津市を含めた程度をさすことになる。

ところで、障推協は養護学校と「地域」との関係重視し、養護学校の「地域配置」を要請していた。1983年度現在の京都府立盲・聾・養護学校の配置状況をFig. 1に示した。京都府南部の病弱養護学校、中丹地方のちえ遅れ養護学校がそれぞれ分校開設及び1984年度開設予定であるなど、達成時期が遅らされてはいるものの、一応障推協の示した養護学校の「地域配置」が進められてきた。その結果、京都府立のちえ遅れ養護学校及び肢体不自由養護学校の通学区域はFig. 2、Fig. 3に示すように変わっている。

通学区域は、小・中学校の場合であれば、学校教育法施行令第5条第2項の「当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合」の就学校の指定に先だって、その運用基準として教育委員会の議決で設定される。小・中学校における教育委員会の通学区域の設定と学校指定は、教育法学の分野では、国民（子ども）の「教育を受ける権利」を保障するための教育行政の条件整備義務の一環として理解される。即ち、「公立義務教育学校の通学区は、過大学級を防ぎ教育の機会均等を実現するために必須の方途である⁸⁾」と解される。同時に、通学区域を設定する前提として、教育諸条件の学校間格差の解消が教育行政に求められている。

高等学校の場合、通学区域は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第50条に基づいて、都道府県教育委員会が教育委員会規則で定めることになっている。これは、本来、「高校の位置の集中や偏り、学校差の増大、入試競争の激化、遠距離通学の負担などの諸事情を緩和し、もって高

校教育の機会均等を図るため⁹⁾」であるとされる。全県一学区が本条の趣旨に反することは文部省さえ認めている¹⁰⁾事項であり、小学区制が最も望ましいと言えよう。

これらに対して、盲・聾・養護学校は、都道府県に設置義務があるが、高等学校のように教育委員会規則で通学区域が定められるのではなく、学校教育法施行令第14条第2項の「当該都道府県の設置する盲学校、聾学校又は養護学校が2校以上ある場合」の就学校の指定に関連して、小・中学校と同様に一般的には教育委員会の議決事項として処理されている。従って、養護学校の通学区域は法規命令として区画されたものではない形¹¹⁾で存在している。

盲・聾・養護学校の通学区域も、小・中・高等学校と同様に「教育の機会均等」の観点から検討されるべきである。しかし、障害児教育の場合には、これに加えて、障推協の指摘するように、障害児教育諸学校が「地域における権利を守る砦」、「地域の障害児教育センター」、「地域の民主的な社会資源」となりうるような通学区域の設定のされ方が要請される。障害児教育諸学校の通学区域は、単に当該学校に就学する者の利益からのみ設定されるのではなく、障害児学級や通常の学級に学ぶ者の利益をも考慮に入れる必要がある。換言すれば、障害児教育諸学校の通学区域は、権利としての障害児教育を創造し、広め、根づかせていくとともに、教育、医療及び福祉に関わる諸々の社会資源を有機的に連携づけて活用し、障害児の諸権利を総合的に保障し、ひいては学校卒業後における就労・生活保障など、障害者の社会参加を全面的に推し進めていく1つの単位として構想されなければならない。これが「障害児教育諸学校ブロック」構想¹²⁾である。

ブロックには、「盲学校ブロック」、「聾学校ブロック」、「養護学校ブロック」が重なりをもちつつ想定される。京都府の養護学校の場合、父母、教職員、住民等の参加する養護学校建設運動を背景として「地域配置」が進展してきた経過から、今日、ちえ遅れ及び肢体不自由校の通学区域

は建設運動を進めてきた「地域」とおおよその重なりをみせる所にまで至っている。京都府では、ちえ遅れ及び肢体不自由養護学校の現在の通学区域を仮の「養護学校ブロック」に設定し、その上で、各校の通学距離や教育諸条件、養護学校一障害児学級一通常の学級の連携、諸社会資源の配置状況などを吟味しながら、あるべき「養護学校ブロック」の検討作業に着手すべき時期にきている。

Ⅱ 「養護学校ブロック」構想を要請する 障害児教育の実態

1. 「話しことば獲得の課題」をもつ児童の 障害児学級への入級

京都府障害児教育研究会（以下、府障研）は、1980年度に府立養護学校及び京都市を除く府下の障害児学級に入学・入級した小学部（校）1年生について調査を行っている。¹³⁾ 1980年5月1日現在、京都府下の公立小学校は279校、ちえ遅れ及び情緒障害児学級設置校はその内118校であり、新1年生が在籍したのは53校（学級設置校の44.9%）、60学級で、計87人であった。

同調査では、担任教師の記載から子どもの発達段階を推定し、話しことば、書きことばという主要な交通手段の獲得に焦点をあてて4つの発達レベルに分類している。即ち、レベルⅠは、喃語の十分な蓄積の上に話しことばの獲得をめざす段階（通常の発達年齢に換算して、0;10～1;6）、レベルⅡは、話しことばを豊かにする段階（1;6～5;6）、レベルⅢは、話しことばの充実の上書きことばの獲得をめざす段階（5;6～9;0 or 10;0）、レベルⅣは書きことばを豊かにする段階（9;0 or 10;0以上）である。

それによると、調査しえた新1年生86人の内、レベルⅠが11人（12.8%）、レベルⅡが63人（73.3%）、レベルⅢが12人（14.0%）であった。新1年生の1割強が、喃語の十分な蓄積の上に話しことばの獲得をめざす段階にあったのである。同様の傾向は、京都府教育委員会の調査¹⁴⁾にも現われている。京都府教育委員会は、京都市を除く府下公立小・中学校の障害児学級（ちえ遅れ及び情緒

障害）在籍児童・生徒の発達の状況を、「A. 話しことばも、書きことばも獲得していない発達の段階」、「B. 話しことばは獲得しているが、書きことばはまだ獲得していない発達の段階」、「C. 話しことばも書きことばも共に獲得し、更にその中身を豊かにふくらませていくことを課題とする段階」の3つのめやすで調査を毎年度行っている。1980年度は、Aの段階の児童が86人（小学校障害児学級在籍児童数773人の11.1%）、Aの段階の生徒が11人（中学校障害児学級在籍生徒数460人の2.4%）存在しており、「話しことばも、書きことばも獲得していない発達の段階」が小学校で約1割を占めていた。¹⁵⁾ これらのことから、特に小学校の障害児学級が「話しことば獲得の課題」をもつ児童に対して適切な教育課程を準備し、実践を展開する必要のあることがわかる。

ところが、府障研の調査は、障害児学級が「話しことば獲得の課題」をもつ児童を受けとめて十分な教育実践を展開する上で教育条件的に厳しい制約を有している現状を同時に明らかにした。即ち、調査しえた新1年生の在籍する60学級の平均在籍児童数は5.5人であり、府障研が1980年度に行った調査で京都府下の小学校教師が「ちょうどよい」ととらえた学級人数5.2人とはほぼ一致していたが、一学級を構成する児童の発達レベルのバラツキが大きく対応が難しいということである。既述の4つのレベルでみた場合、1つのレベルで構成された学級は4学級（6.7%）平均在籍児童数4.0人、2つのレベルで構成された学級は23学級（38.3%）5.0人、3つのレベルで構成された学級は26学級（43.3%）5.6人、4つのレベルで構成された学級は7学級（11.7%）7.1人であった。

3つ以上のレベルのバラツキをもって構成されていた学級は実に33学級（55.0%）と過半数を越えており、当然のことながらバラツキの大きい学級は平均在籍児童数も多くなっていた。

このような障害児学級の抱える困難を解決するためには、教職員定数の改善をはじめ、小学校で6学年に渡って編成している実態を改めて例えば2以下の学年で障害児学級を編成すること、児童

Table. 1 京都府下小・中学校障害児(ちえおくれ及び情緒障害)学級の在籍児童・生徒数の推移

学年	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
1983									
1982									
1981	64								
1980	70	119 ⁽⁴⁹⁾							
1979	87	120 ⁽³³⁾	148 ⁽²⁸⁾						
1978	78	141 ⁽⁶³⁾	160 ⁽²¹⁾	173 ⁽¹³⁾					
1977	73	102 ⁽²⁹⁾	127 ⁽²⁵⁾	130 ⁽³⁾	150 ⁽²⁰⁾				
1976	74	127 ⁽⁴⁷⁾	137 ⁽¹⁰⁾	147 ⁽¹⁰⁾	163 ⁽¹⁶⁾	180 ⁽¹⁷⁾			
1975	70	97 ⁽²⁷⁾	110 ⁽¹³⁾	114 ⁽⁴⁾	127 ⁽¹³⁾	145 ⁽¹⁸⁾	134 ^{▲11}		
1974	58	94 ⁽³⁶⁾	110 ⁽¹⁶⁾	121 ⁽¹¹⁾	130 ⁽⁹⁾	144 ⁽¹⁴⁾	139 ^{▲5}	167 ⁽²⁸⁾	
1973	50	88 ⁽³⁸⁾	113 ⁽²⁵⁾	147 ⁽³⁴⁾	152 ⁽⁵⁾	148 ^{▲4}	161 ⁽¹³⁾	193 ⁽³²⁾	189 ^{▲4}
1972	30	60 ⁽³⁰⁾	85 ⁽²⁵⁾	104 ⁽¹⁹⁾	113 ⁽⁹⁾	120 ⁽⁷⁾	105 ^{▲15}	139 ⁽³⁴⁾	145 ⁽⁶⁾
1971	39	82 ⁽⁴³⁾	93 ⁽¹¹⁾	115 ⁽²²⁾	115 ⁽⁰⁾	127 ⁽¹²⁾	136 ⁽⁹⁾	154 ⁽¹⁸⁾	158 ⁽⁴⁾
1970	37	98 ⁽⁶¹⁾	121 ⁽²³⁾	133 ⁽¹²⁾	151 ⁽¹⁸⁾	145 ^{▲6}	150 ⁽⁵⁾	173 ⁽²³⁾	177 ⁽⁴⁾
1969		74	104 ⁽³⁰⁾	107 ⁽³⁾	122 ⁽¹⁵⁾	120 ^{▲2}	116 ^{▲4}	141 ⁽²⁵⁾	145 ⁽⁴⁾
1968			101	114 ⁽¹³⁾	128 ⁽¹⁴⁾	144 ⁽¹⁶⁾	142 ^{▲2}	157 ⁽¹⁵⁾	168 ⁽¹¹⁾
1967				106	107 ⁽¹⁾	115 ⁽⁸⁾	105 ^{▲10}	119 ⁽¹⁴⁾	136 ⁽¹⁷⁾
1966					118	116 ^{▲2}	125 ⁽⁹⁾	141 ⁽¹⁶⁾	148 ⁽⁷⁾
1965						105	109 ⁽⁴⁾	126 ⁽¹⁷⁾	138 ⁽¹²⁾
1964							147	163 ⁽¹⁶⁾	160 ^{▲3}
1963								127	138 ⁽⁹⁾
11年間平均									159
12年間平均	61	100 ⁽⁴¹⁾	117 ⁽¹⁸⁾	126 ⁽¹³⁾	131 ⁽¹¹⁾	134 ⁽⁷⁾	131 ^{▲1}	150 ⁽²²⁾	155 ⁽⁶⁾

注1) 京都府教育委員会；『公立学校基本数調査』（1971年度版～1982年度版）より作成。1970年度以前は「特殊学級在籍児童・生徒数」が学年別に示されていないため除外した。

2) 斜軸に統計年度を示し、横軸に各年度小学校1年生就学者の学年進行による推移を示した。在籍児童・生徒数(人) ← 学年進行による在籍児童・生徒の増減数(人) (○印は増加、▲は減少)

3) 平均欄の内、左下欄は1971～1982年度の12年度の平均在籍児童・生徒数を示し、右上欄は各11年間の学年進行による在籍児童・生徒の増減数の平均を示した。

・生徒の発達状況や学級構成上のばらつきに応じて必要な教職員加配を行うことなどのとりくみが必要であろう。加えて、「障害児教育の専門機関」たる障害児教育諸学校との連携を築く中で解決策を探る必要がある。特に、適正就学保障、教育課程の確立、機能訓練・言語訓練等の訓練機会の保障、より専門的な教育相談の実施などは障害児教育諸学校の協力が要請されるところである。

2. 障害児学級への「1-2年時多入級現象」

京都府下小・中学校のちえ遅れ及び情緒障害児学級の在籍児童・生徒数の推移を入学年度別に学年進行でTable 1に示した。これをみると、小学校で1年生の5月1日以降2年生の5月1日までに途中入級してくるケースが極めて多いことがわかる。この11年間で、27～63人、平均41人の増加人数であり、1年間で1.4～2.6倍の増加率であった。同様の傾向が中学校にも認められ、この11年間で、中学校1年生から2年生に進級する間に14～34人、平均22人増加していた。これらは、養護学校教育義務化以前から存在し、就学時健診が早められ適就活動が位置づけ直された義務化以

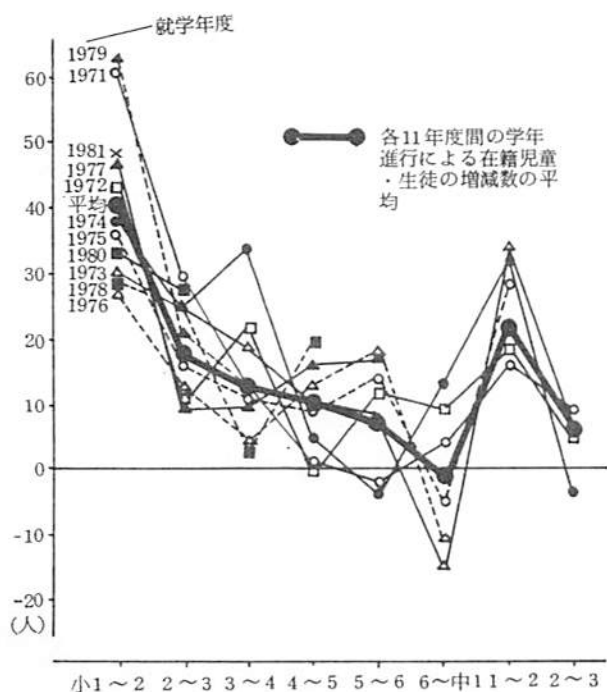


Fig. 4 学年進行による在籍児童・生徒の増減数
(1-2年時多入級現象)

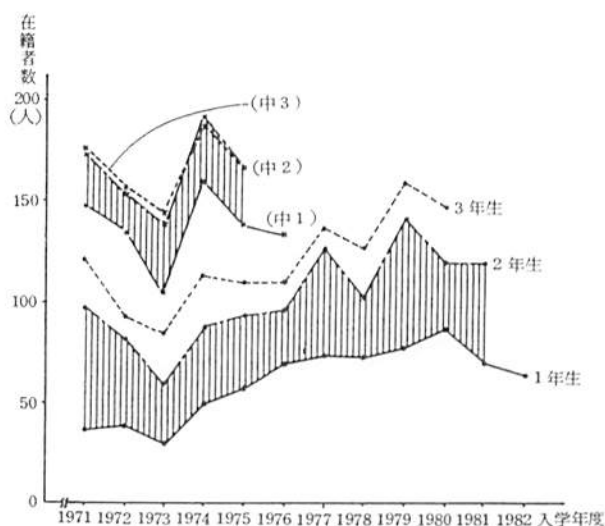


Fig. 5 1-2年時多入級現象

後も解消していない現象である。この「1-2年時多入級現象」は、Fig.4及びFig.5でより容易に理解しうる。

では、途中入級してくる児童・生徒の実態はどのようなものであろうか。これを詳しく調査することは今後の課題であるが、府障研の「1981年度京都府下における義務教育就学2年目児童の実態調査(1980年度義務教育就学1年目児童の追跡調査を含む)¹⁶⁾」によって1980年5月1日1年生から1981年5月1日2年生の間の途中入級児童については概要を知ることができる。

Fig.6に示すように、1980年度87人から1981年度120人へと数字上の単純計算では33人増加し、特に中丹教育局、丹後教育局、与謝教育局管内が増加率が高い。Fig.7は同時期の府立養護学校の在籍児童数の推移を示しているが、障害児学級から養護学校への転校も存在することから、実数を把握することが重要であることがわかる。府障研の調査は、1980年度の87人内、養護学校へ転校が4人、通常の学級へ措置変更が2人、他府県へ転居が3人、理由不明2人の計11人が障害児学級から途中転出していた。従って、途中入級の実数は与謝教育局4人、丹後教育局6人、中丹教育局11人、南丹教育局4人、乙訓教育局7人、山城教育局12人の計44人で、2年生120人の実に36.7%を占めていた。この間、病弱の舞鶴養護学校を除く府立養護学校では、他県への転居が1人存在し

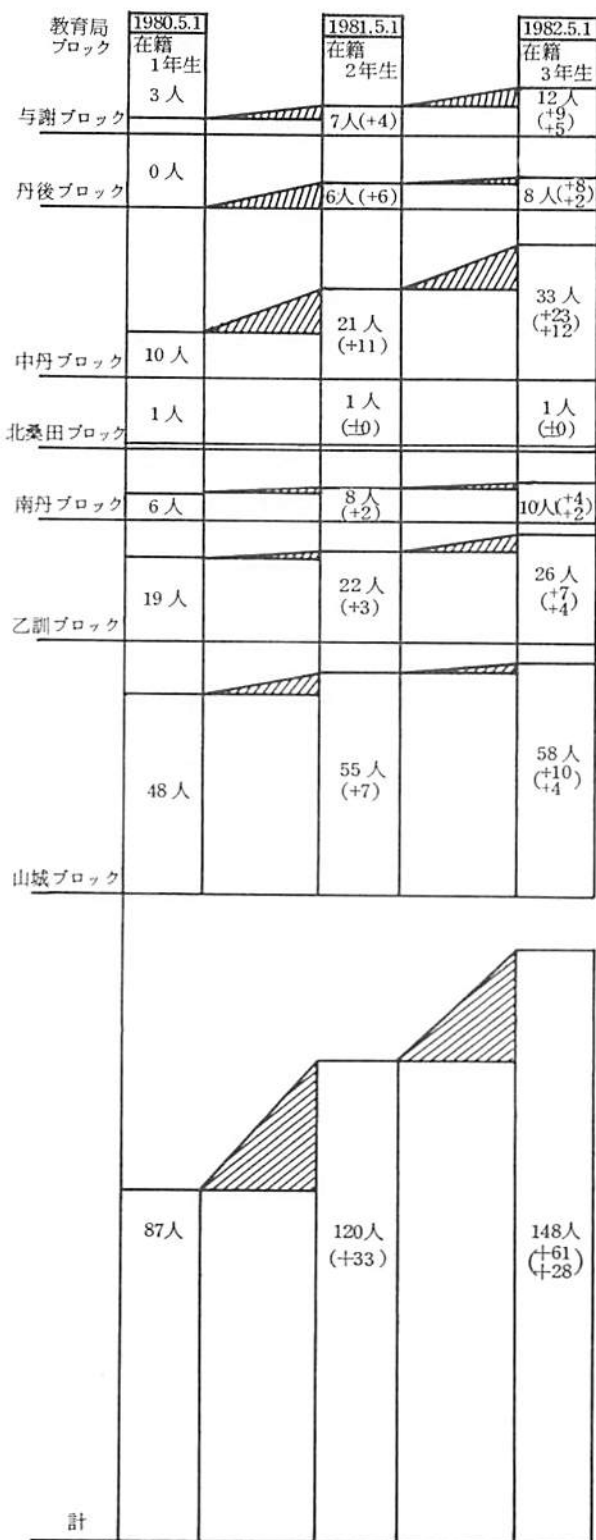


Fig. 6

京都府下(京都市を除く)小学校ちえおくれ・情緒障害学級に在籍する
1980年度1年生、1981年度2年生、1982年度3年生児童数の推移
注1) 京都府教育委員会;『公立学校基本数調査』(各年度)より作成。

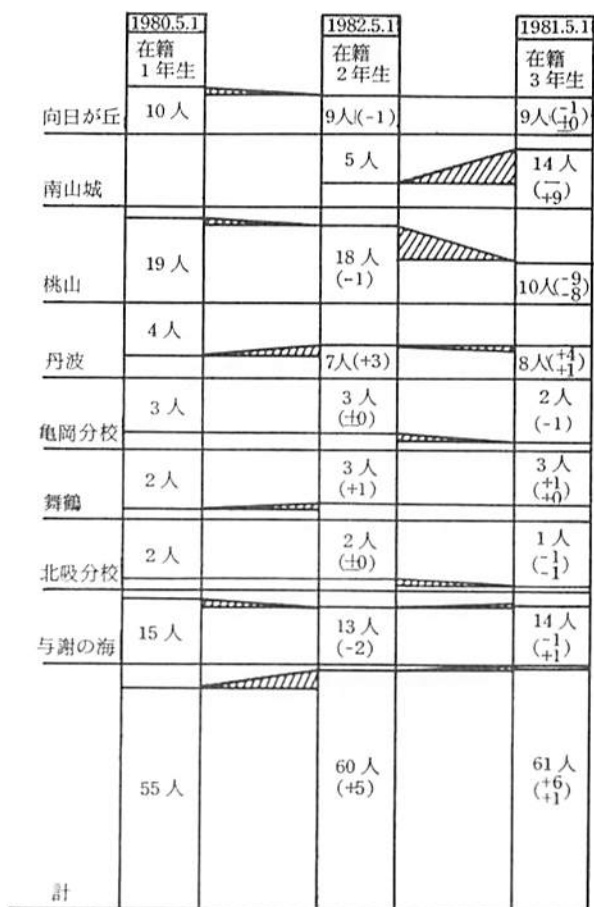


Fig. 7 京都府立養護学校小学部に在籍する1980年度1年生、
1981年度2年生、1982年度3年生児童数の推移

たかわりに、障害児学級から4人、京都市内にある私立養護学校から1人の計5人が転入した。養護学校への措置変更よりも障害児学級への途中入級の方が圧倒的に多く、障害児学級途中入級児童は他県及び京都市から転校の3人を除く41人全員が府下小学校の通常の学級からの措置変更であった。

ところで、府障研の調査で主障害の判明した途中入級児童41人の内、36人(87.8%)がちえ遅れ又は学力の遅れと記入されていた。また、発達レベルの推定しえた37人の内、19人(51.4%)がレベルⅡであり、半数以上が書きことばの獲得を課題としつつ途中入級してくることを示していた。しかし、中には発達レベルⅠで通常の学級に入級し、1年生の6月に措置変更したケースも1件あった。残りの17人はレベルⅡであり、大部分が「発達の遅れ」「普通学級でついていけない」とい

Table. 2 京都府立養護学校(ちえ遅れ、肢体不自由)在籍児童・生徒数の推移

学年	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3
1983												
1982												
1981	46											
1980	57	62	⑤									
1979	53	57	④	①								
1978	87	93	⑥	⑤	③							
1977	33	38	⑤	⑫	0	②						
1976	33	37	④	②	⑦	④	⑥					
1975	27	28	①	▲1	③	②	▲1	②				
1974	37	41	④	③	④	0	⑤	⑥	②			
1973	38	41	③	▲1	▲9	▲6	②	⑥	⑫	①		
1972	63	66	③	④	▲2	①	▲1	⑩	②	⑥	0	
1971	44	47	▲4	⑥	①	▲1	0	⑧	②	②	133	133
1970	42	38	▲3	0	①	①	0	⑨	②	0	116	119
1969	63	60	⑤	0	⑤	②	①	②	▲1	▲1	114	115
1968	14	19	②	⑬	▲5	②	0	④	▲1	0	83	84
1967	13	15	▲5	▲1	⑬	⑦	⑦	②	②	0	63	65
1966	28	23	22	⑨	⑤	⑩	0	⑩	①	②	90	86
1965		4	13	③	③	⑥	47	48	50	93	80	77
1964			4	7	10	16	20	35	37	79	67	65
1963				6	7	9	30	30	32	47	48	44
1962					6	9	13	28	28	45	44	42
1961						9	16	15	25	37	34	32
1960							7	10	10	36	37	35
1959								5	7	27	25	25

注1) 京都府教育委員会；『公立学校基本数調査』（各年度）より作成。

2) 向日が丘養護学校；①② 1967年度より開設。③ 1969年度より学年進行で開設。肢体不自由児対象として開校したが、1978年度に④が、1979年度には⑤・⑥が乙訓地区のちえ遅れ児のうけとめを開始した。

3) 与謝の海養護学校；①② 1970年度より開始。③ 1969年度より学年進行（但し、1969年度のみ別科で、1970年度より本科）で開設。ちえ遅れ児が主対象。

4) 桃山養護学校；1972～1973年度は与謝の海養護学校桃山分校として桃山学園児が対象、1974年度に本校として開校。①② 1972年度より開設。③ 1974年度より学年進行で開設。1979～1981年度に国立南京都病院（しらうめ病棟）児訪問教育。

5) 丹波養護学校；①② 1978年度より開設。肢体不自由児・ちえ遅れ児対象。

6) 丹波養護学校亀岡分校；①② 1980年度より開設。重症心身障害児施設花ノ木学園児対象（クローズドシステム）。

7) 舞鶴養護学校北吸分校；①② 1980年度より開設。肢体不自由児施設舞鶴子ども療育センター児対象（クローズドシステム）。

8) 南山城養護学校；①② 1981年度より開設。肢体不自由児、ちえ遅れ児対象。1982年度に国立南京都病院（しらうめ病棟）児訪問教育及び城陽分教室（国立南京都病院入院児小学部6人）が開始。1983年度に両者をあわせて城陽分校が開設。

9) 舞鶴養護学校（1979年度①②開設）は病弱養護学校のため除いた。

Table. 3 与謝の海養護学校在籍児童・生徒数の推移

学年	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3
1983												
1982												
1981	13											
1980	17	17	0									
1979	15	13	▲2	①								
1978	9	8	▲1	③	0							
1977	9	10	①	①	0	▲1						
1976	12	11	▲1	①	▲1	0	0					
1975	10	9	▲1	0	0	0	0	④				
1974	11	13	②	①	0	0	▲1	④	①			
1973	9	10	①	0	①	0	0	③	②	▲1		
1972	23	26	③	0	▲1	▲3	0	0	0	0	⑪	
1971	23	22	▲1	①	▲2	▲1	▲1	①	▲2	0	⑲	②
1970	24	22	▲2	①	▲1	0	▲1	①	0	▲3	⑪	②
1969	48	45	▲3	▲1	▲7	▲2	▲1	①	①	▲2	⑨	①
1968		11	10	▲1	0	0	0	0	0	0	⑭	0
1967			7	①	▲1	0	0	①	0	▲1	⑬	0
1966				8	7	7	8	8	7	20	⑫	▲1
1965				10	10	10	13	13	13	25	⑩	24
1964					11	11	13	14	14	21	⑦	21
1963						6	7	11	11	21	⑥	22
1962							19	18	▲1	0	⑦	▲1
1961								15	16	①	⑧	▲1
1960									11	14	③	▲1
										17	①	▲2
										19	▲2	0
											17	17

注1) 京都府教育委員会；『公立学校基本数調査』（各年度）及び京都府立与謝の海養護学校；『学校案内』（1974～1981年度）『学校要覧』（1982年度）より作成

Table. 4 向日が丘養護学校在籍児童・生徒数の推移

学年	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3
1983												
1982	10											
1981	8	10 ②										
1980	10	9 ▲1	9 0									
1979	13	13 0	12 ▲1	13 ①								
1978	9	9 0	13 ④	11 ▲3	14 ③							
1977	11	11 0	10 ▲1	12 ②	13 ①	14 ①						
1976	7	6 ▲1	7 ①	7 0	7 0	10 0	11 ①					
1975	10	10 0	11 ①	13 ②	13 0	13 0	15 ②	15 0				
1974	11	11 0	11 0	11 0	9 ▲2	11 ②	17 ⑥	16 ▲1	15 ▲1			
1973	15	16 ①	17 ①	13 ▲4	12 ▲1	13 ①	14 ①	14 0	12 ▲2	22 ⑩		
1972	13	14 ①	14 0	13 ▲1	14 ①	14 0	13 ▲1	13 0	12 ▲1	16 ④	14 ▲2	
1971	18	13 ▲5	15 ②	15 0	14 ▲2	14 0	10 ▲4	10 0	7 ▲3	20 ⑬	22 ②	21 ▲1
1970	15	15 0	15 0	15 0	15 0	17 ②	22 ⑤	21 ▲1	18 ▲3	17 ▲1	17 0	16 ▲1
1969	14	8 ▲6	9 ①	9 0	11 ②	11 0	8 ▲3	7 ▲1	7 0	16 ⑨	13 ▲3	12 ▲1
1968	13	15 ②	21 ⑥	15 ▲6	15 0	15 0	14 ▲1	13 ▲1	13 0	10 ▲3	12 ②	11 ▲1
1967	28	23 ▲5	22 ▲1	25 ③	32 ⑦	33 ①	35 ②	33 ▲2	32 ▲1	34 ②	33 ▲1	31 ▲2
1966		4	13 ⑨	18 ⑤	17 ▲1	17 0	23 ⑥	21 ▲2	22 ①	29 ⑦	28 ▲1	27 ▲1
1965			4	7 ③	10 ③	10 0	13 ③	12 ▲1	14 ②	26 ⑫	15 ▲11	14 ▲1
1964				6	7 ①	9 ②	11 ②	12 ①	13 ①	22 ⑨	24 ②	22 ▲2
1963					6	9 ③	13 ④	13 0	12 ▲1	21 ⑨	21 0	20 ▲1
1962						9	16 ⑦	15 ▲1	14 ▲1	23 ⑨	21 ▲2	19 ▲2
1961							7	10 ③	10 0	19 ⑨	19 0	19 0
1960								5	7 ②	8 ①	8 0	8 0
1959									9			

注1) 京都府教育委員会；『公立学校基本数調査』（各年度）より作成

Table. 5 桃山養護学校在籍児童・生徒数の推移

学年	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3
1983												
1982												
1981	5											
1980	5	6	①									
1979	12	11	▲1	▲1								
1978	10	10	0	▲4	0							
1977	9	10	①	②	▲7	0						
1976	10	14	④	▲2	②	▲5	①					
1975	10	13	③	▲4	0	▲1	▲2	⑦				
1974	16	18	②	①	①	▲1	0	②	①			
1973	18	20	②	▲4	▲1	②	②	▲3	0			
1972	25	24	▲1	▲2	▲4	▲2	▲3	①	0	▲5	⑩	
1971	8	11	③	③	①	①	0	⑥	0	▲1	⑨	▲1
1970		3	6	8	8	9	16	22	22	21	40	39
1969			1	9	12	11	14	16	16	29	29	27
1968				5	5	6	11	11	10	32	31	31
1967					3	3	7	7	8	33	32	32
1966						6	8	12	13	31	29	28
1965							11	13	14	43	31	29
1964								12	12	32	30	29
									1			

注1) 京都府教育委員会；『公立学校基本数調査』（各年度）及び京都府立桃山養護学校；『学校要覧』（各年度）より作成

う理由から途中入級していた。従って、途中入級は、(i)就学前より障害児学校が望ましいと判断しながら小学校1年生の経過観察期間を経て1-2年時に入級してくるケース、及び(ii)通常の学級での授業の中ではじめて通常の学級では困難であることが判明して1-2年時に入級するケースの主

に2つ存在すると思われる。しかし前者のケースにあっても、当初から親の合意の下でよりふさわしい就学先を探す経過観察期間として小学校1年生の1年間を位置づけるのではなく、結果的に経過観察期間に終わってしまったというのが実態といえる。また、小学校1年生で障害児学級に籍を

置かぬことを通例とする丹後教育局管内の途中入級6人の内3人(50.0%)が保小連絡会及び町適就の中で入級の手続を進めていたのに対して、残りの管内では入級の手続に記入のあった30人中23人(76.7%)が担任、校内適就などの校内の独自努力にまかせられており、市町村適正就学指導委員会が責任をもってアフターケアするまでには至っていない。

目的・意識的経過観察の必要な児童に関してさえ就学時適就が終わると一切のとりくみが現場に放置され、押しつけられる状況に対して、「養護学校ブロック」内の連携を充実する中で解決策を検討する必要がある。

3. 養護学校への「高等部進学時多転入現象」

ちえ遅れ及び肢体不自由の府立養護学校の在籍児童・生徒数の推移を入学年度別に学年進行で、Table 2に示した。養護学校の合計でみた場合、小・中学部の間の進級・進学につれて転入してくる人数が近年増している。特に、中学部進学時に多く、この15年間で2～30人 平均11.2人増加

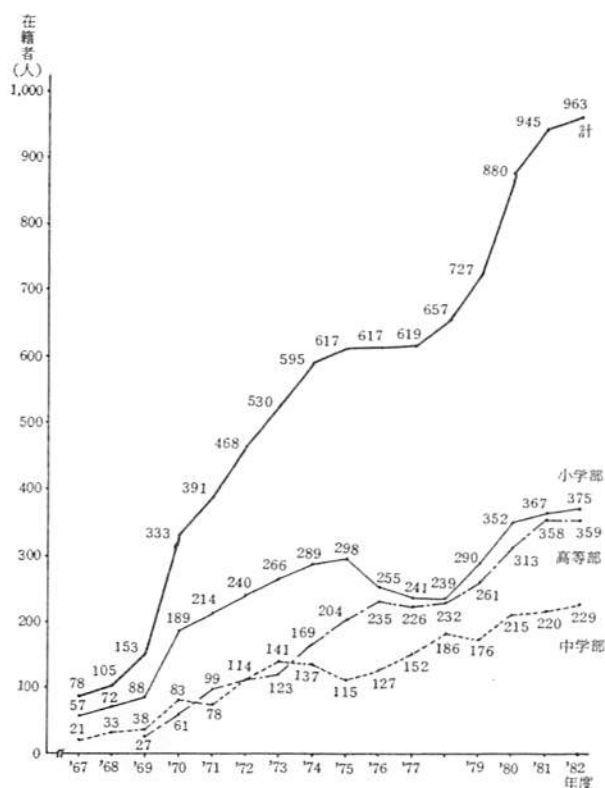


Fig. 8 京都府立養護学校(ちえ遅れ、肢体不自由)在籍児童・生徒数の推移(学部別)

している。しかし、全体として障害児学級は増加してはいない。養護学校で特徴的なのは高等部進学時の転入者の多さである。即ち、この14年間で、12～66人、平均40.5人の増加人数であった。Fig. 8の学部別の在籍児童・生徒数の推移からも明らかなように、養護学校高等部の拡充はめざましい。

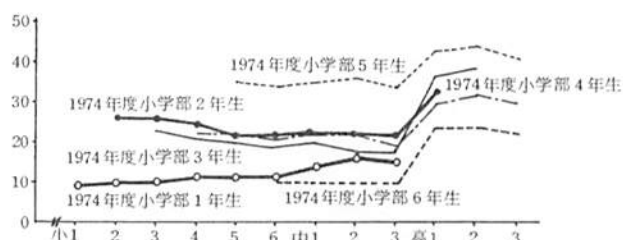


Fig. 9 与謝の海養護学校 1974年度小学部1～6年生の学年進行別児童・生徒数の増減(高等部進学時・多転入現象)

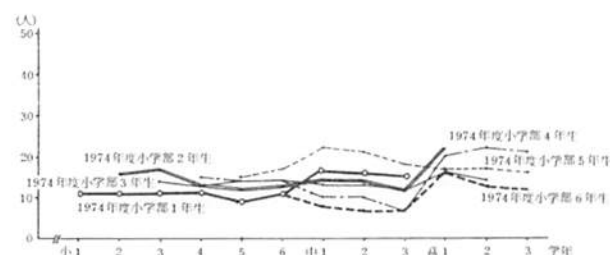


Fig. 10 向日が丘養護学校 1974年度小学部1～6年生の学年進行別児童・生徒数の増減(高等部進学時・多転入現象)

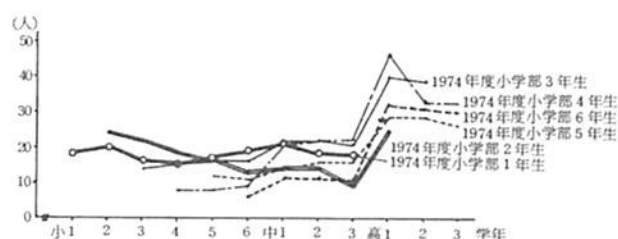


Fig. 11 桃山養護学校 1974年度小学部1～6年生の学年進行別児童・生徒数の増減(高等部進学時・多転入現象)

「高等部進学時多転入現象」を3つの養護学校についてみたのがTable 3, 4, 5及びFig. 9, 10, 11である。向日が丘養護学校は丹波養護学校及び南山城養護学校の新設に伴って肢体不自由生徒が転出した経過から「高等部進学時多転入現象」のみられない年もあるが、桃山養護学校及び与謝の海養護学校は同現象が毎年顕著に認められる。

また、Fig.12,13,14 に示してあるように、桃山養護学校及び与謝の海養護学校では高等部生徒数が小学部・中学部在籍者を上まわっている。

京都府の養護学校高等部は、養護学校中学部卒業生のみならず、各通学区域内の中学校を卒業した障害者に後期中等教育を保障する重要な役割を果たしている。中学校障害児学級卒業生で養護学

校高等部へ進学した者は、進学年齢でそれぞれ1976年度25人(卒業生実人数の18.1%)、1977年度27人(19.9%)、1978年度48人(30.8%)、1979年度35人(23.6%)、1980年度50人(28.9%)、1981年度54人(33.5%)、1982年度41人(29.9%)¹⁷⁾であった。1978年度以降、養護学校高等部が中学校障害児学級卒業生の約3分の1を受けとめている。

「養護学校ブロック」内で、養護学校と小・中学校の連携を義務教育段階から築いておくことによって、進級進学時の措置変更及び中学校卒業後の進路保障にみとおしと確信を持ってとりくむことがより容易になるであろう。

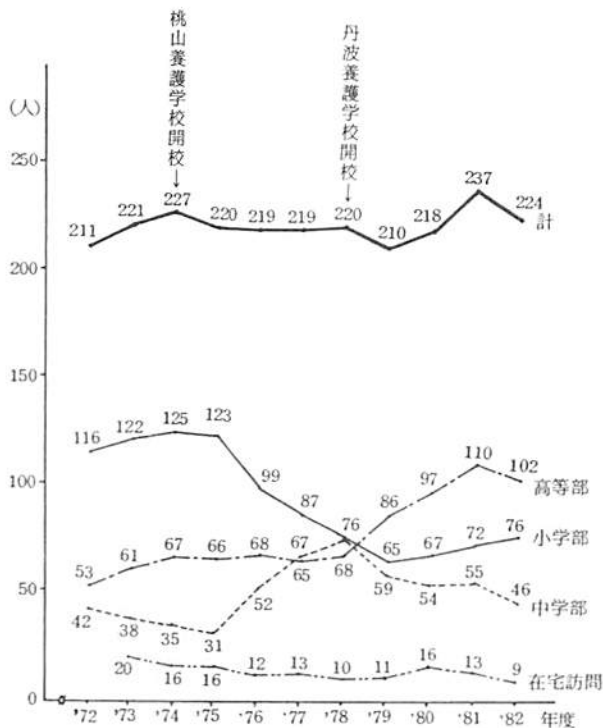


Fig. 12 与謝の海養護学校在籍児童・生徒数の推移 (学部・訪問教育別)

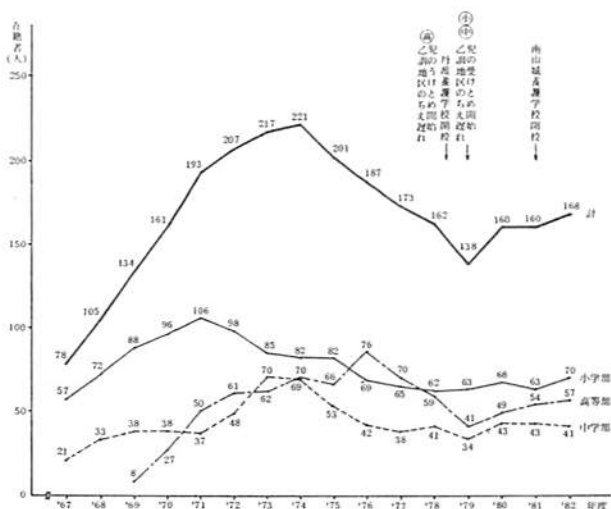


Fig. 13 向日が丘養護学校在籍児童・生徒数の推移 (学部別)

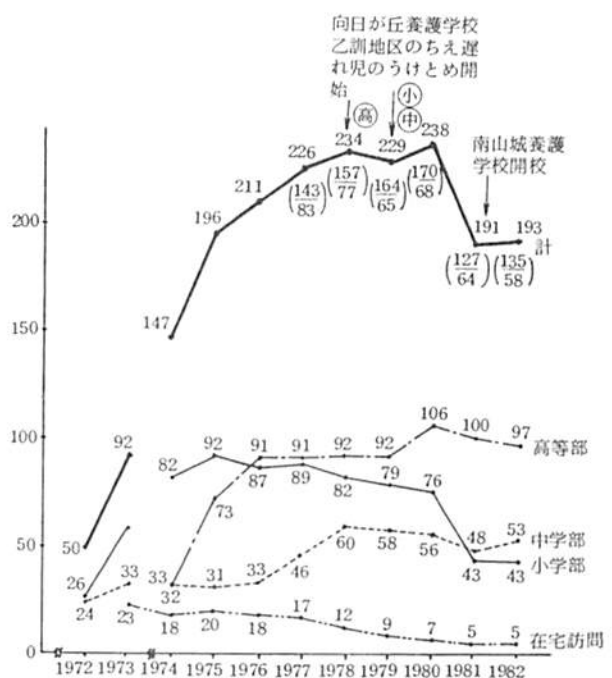


Fig. 14 桃山養護学校在籍児童・生徒数の推移 (学部・訪問教育別)

- 注1) 京都府教育委員会；『公立学校基本数調査』（各年度）及び京都府立桃山養護学校；『学校要覧』（各年度）により作成。各年度とも5月1日現在。
- 2) 1972—1973年度は、京都府立与謝の海養護学校桃山分校として桃山学園児のみを受けとめていた。
- 3) 高等部は1974年度から学年進行で設置。
- 4) 1979—1981年度に桃山養護学校籍であった国立療養所京都府立病院（重症心身障害児病棟）の「しらめ訪問部」の児童・生徒は含めていない。
- 5) 合計人数の()内、下段—学園児合計人数・上段—学園児外合計人数。

4. 障害児教育諸機関の動態的關係

就学時において、通常の学級、障害児学級、養護学校のいずれを選ぶかが適正就学と扱えられる向きもあるが、入学から後期中等教育保障までをみとせず適正就学保障を吟味することが重要である。

府障研は、1980年度調査において、1980年度入学1年生の発達段階を田中昌人らのいう「可逆操作の高次化における階層一段階理論」に即して推定している。¹⁸⁾推定した障害児学級68人、養護学校41人（内訪問教育8人）について推定発達段階を整理してみると、障害児学級は「1次元形成期」以前に弱さを残していると推定された児童が存在したものの一応全員が「次元可逆操作獲得の階層」内にあったのに対し、養護学校は微笑の獲得及び喃語の獲得をコミュニケーションの確立において課題とすべき「回転可逆操作獲得の階層」（5人、12.2%）及び「連結可逆操作獲得の階層」（6人、14.6%）の児童が在籍していた。養護学校の新1年生の約4分の1が「次元可逆操作獲得の階層」以前の障害の最重度といわれる子どもたちであり、しかもその内の7人（11人の63.6%）が訪問教育であった。

今日までの我が国の学校教育において、通常の学級は一般的に就学年齢6歳以上に対応した教育課程を用意したので十分であった。これに対して、府障研の調査から明らかのように、今日、養護学校は発達年齢0歳からの教育課程¹⁹⁾を、障害児学級は発達年齢1歳前後からの教育課程をもつ必要に迫られている。明確なものではないが、ある程度の教育課程上の分担が障害児教育諸機関に存在している。しかし、すでに述べたように、話しことば獲得から書きことば充実までの課題のばらつきをもった学習集団を一人担任で指導しなければならない障害児学級の抱える困難は想像に余るものがある。各「養護学校ブロック」内での障害児教育諸機関の教育課程上の連携と分担を具体的に吟味する必要がある。

ところで、1978年度における府下市町村適正就学指導委員会の相談活動総件数1,428件の内、

障害児学級の入級に関する相談・指導が437件、盲・聾・養護学校小学部への就学指導が95件と報告されている。²⁰⁾但し、この報告の数値は就学予定児のみを対象としたものなのか、また実件数なのか不明である。Table 6は、同年度の府下市町村における適正就学指導と就学の状況について府障研が部分的に調査したものである。その内、船井、亀岡、宇治を除いた区域について、就学指導先と実際の就学先の相違をFig.15に示した。

1978年度の適就を経ての1979年度の実際の就学状況は、ちえ遅れ及び肢体不自由の府立養護学校に87人、ちえ遅れ及び情緒障害児学級が73人であった。それらについてFig.16に学年進行での児童数の推移を示したが、1979年度を100として、養護学校は107、113、116と増加し、障害児学級は181、205、222と増加していた。同様の推移を、1973年度及び1971年度入学児についてFig.16、Fig.17に示した。2年度とも類似したパターンを

Table. 6

1978年度 京都府下市町村における適正就学指導と就学の状況
(1979年12月調べ)

地域	普通学級	障害児学級	養護学校	ことばの教室	施設・その他	合計
与	適就指導	5	3	7	0	15
用	就学状況	6	4	3	0	15
丹	適就指導	34	4	1	0	39
後	就学状況	38	0	1	0	39
福	適就指導	19 (観察9を含む)	24	3	0	46
天	就学状況	31	12	3	0	46
神	適就指導	15	27	2	0	44
部	就学状況	22	20	2	0	44
舞	適就指導	14	13	5	0	34
船	就学状況	17	10	4	0	34
北桑田	適就指導	0	0	0	6	6
	就学状況	0	0	0	6	6
船井	適就指導	19	7	0	0	26
	就学状況	9	6	0	4	19
電	適就指導	(調査中)				
岡	就学状況	(調査中)				
相	適就指導	5	2	0	0	10
案	就学状況	6	4	0	0	10
綴	適就指導	5	3	1	0	9
高	就学状況	5	4	0	0	9
城久	適就指導	5	7	5	0	17
	就学状況	5	10	2	0	17
宇治	適就指導	(調査中)				
	就学状況	(調査中)				

備考 北桑田の分は京北町の調査による。

注1) 京都府障害児教育研究会：『1979年度活動報告集』

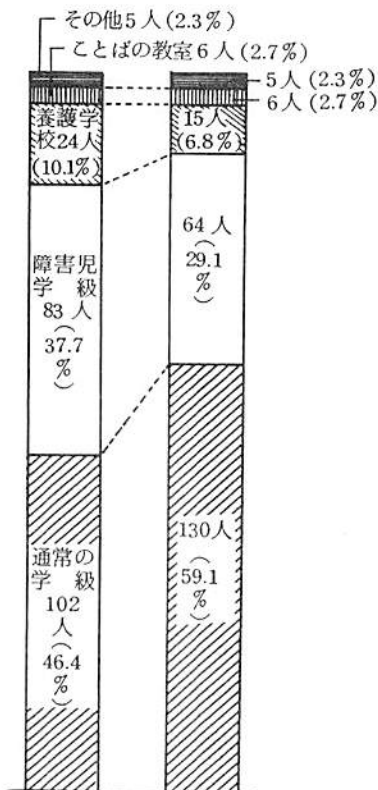


Fig. 15 就学指導先と実際の就学先の相違
(1978年度 京都府)

注1) 京都府障害児教育研究会調査(1979年12月)の内、船井、亀岡、宇治の3地域を除いて集計した220人の内訳

描いており、1979年度入学児の措置変更の推移を予測させるに十分である。

このような措置変更による児童・生徒数の増減パターンを各「養護学校ブロック」ごとに把握し、その原因や問題点を解明する必要がある。障害児教育諸機関の動態的関係の分析は、障害児教育諸機関相互の連携と分担を確立する上で不可欠の作業である。

その作業を進めるにあたって、障害児一人ひとりの成長・発達を追跡し、義務教育9年間、ひいては後期中等教育を含む12年間の記録を整理することが要請される。京都府教育委員会の調査で、府下の小学校障害児学級(ちえ遅れ、情緒障害)在籍児童の約1割が「A. 話しことばも、書きことばも獲得していない発達の段階」であったことは既に述べたが、中学校障害児学級在籍生徒で同段階の者は同年度間でわずかに1.0～2.4%存在し

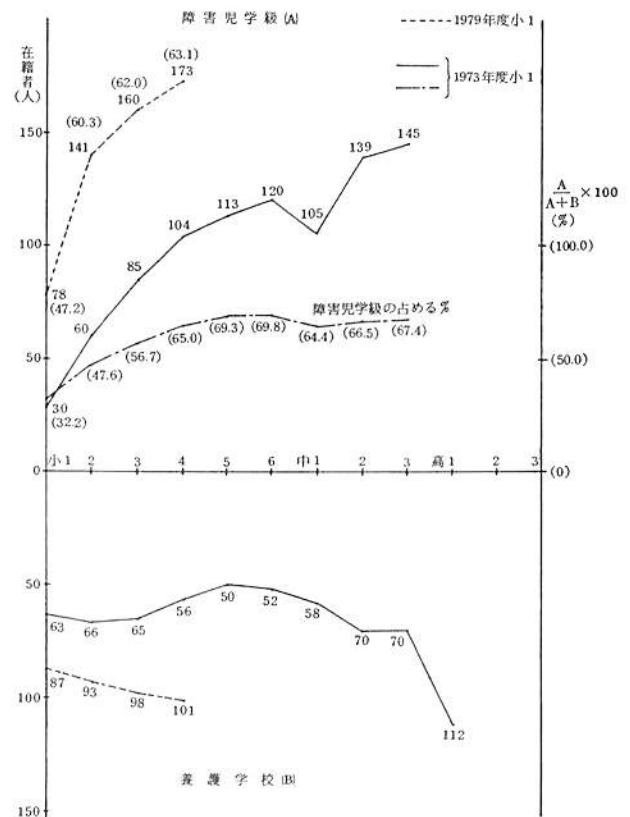


Fig. 16 1979年度小学校(部)1年生及び1973年度小学校(部)1年生を起点に学年進行でみた京都府下小・中学校障害児学級(ちえ遅れ、情緒障害)及び府立養護学校(ちえ遅れ、肢体不自由)在籍児童・生徒数の推移

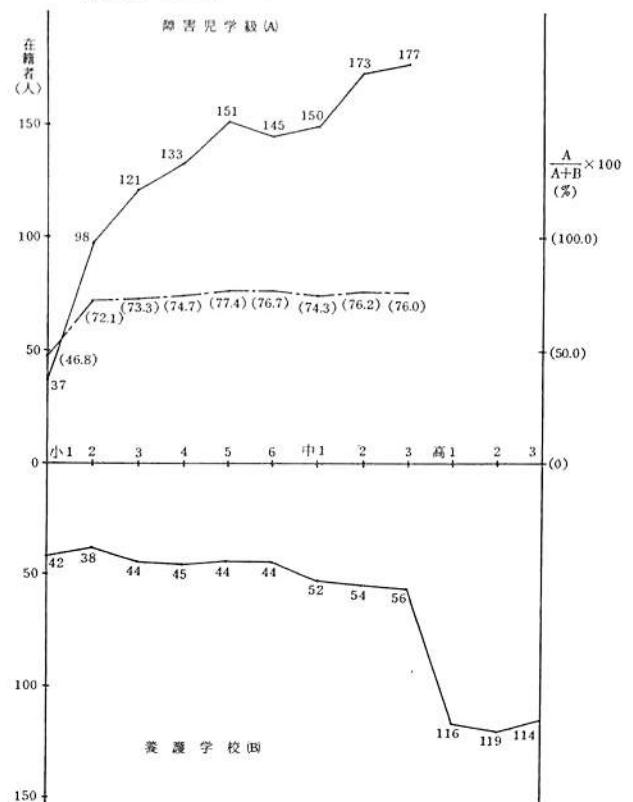


Fig. 17 1971年度小学校(部)1年生を起点に学年進行でみた京都府下小・中学校障害児学級(ちえ遅れ、情緒障害)及び府立養護学校(ちえ遅れ、肢体不自由)在籍児童・生徒数の推移

15) っていたに過ぎなかった。一方、中学校の「C. 話しことばも書きことばも共に獲得し、更にその中身を豊かにふくらませていくことを課題とする段階」は、1980年度で410人(89.1%)、1981年度で440人(92.2%)にさえ上がっている。これは、年度による就学者の発達の状況の相違なのか、就学時にはAの段階の者が教育を受ける中でAの段階を抜け、Bの段階、Cの段階に達したのか、または、Aの段階の者は養護学校に転校し、Cの段階の途中入級者が増加したのか、実態は未解明であるといえる。

Ⅲ 「養護学校ブロック」構想における養護学校の任務

1. 「養護学校ブロック」の仮設定

まず、「養護学校ブロック」を現行の通学区域を手がかりにして仮に設定する。南部から設定すると、第1は、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、久御山町、八幡市の4市2町で構成される「向日が丘・桃山養護学校ブロック」(以下、「向日が丘・桃山ブロック」)である。これは、はじめの2市1町の「向日が丘養護学校ブロック」と後の2市1町の「桃山養護学校ブロック」にも分

けうる。しかし、立地条件及び施設条件から桃山養護学校が肢体不自由児校となるみとおしは少ない。従って、宇治市、久御山町、八幡市は、肢体不自由児を受けとめる向日が丘養護学校とちえ遅れ児を受けとめる桃山養護学校が連携しながら、他の障害児教育諸機関との関係を創っていく必要があり、「向日が丘・桃山ブロック」とした。

第2は、城陽市、綴喜郡及び相楽郡の計1市9町1村で構成される「南山城養護学校ブロック」(以下、「南山城ブロック」)である。

第3は、亀岡市、船井郡及び北桑田郡の計1市8町で構成される「丹波養護学校ブロック」(以下、「丹波ブロック」)である。

第4は、1984年度から開設が予定されている中丹養護学校の通学区域で、福知山市、綾部市、加佐郡、天田郡の計2市3町によって構成される「中丹養護学校ブロック」(以下、「中丹ブロック」)である。

第5は、「中丹ブロック」を除いた舞鶴市、宮津市、与謝郡、熊野郡、中郡、竹野郡の2市10町で構成される「与謝の海養護学校ブロック」(以下、「与謝の海ブロック」)である。与謝の海養護学校はちえ遅れを伴わない肢体不自由児を受けとめ

Table. 7. 「養護学校ブロック」別の諸項目の水準比較

項目 ブロック	養 護 学 校 規 模			通学保障		市 町 村	面 積 (km)	1980.10.1現在		就学前保障		義 務 教 育		B ^⑤ 障害児学級		A+B ^④	
	A ^④ 在籍児童・生徒数			教員数	スクール バス路 線の数			寄宿舎 の有無	世帯数 (世帯)	人 口 (人)	保育 所数	幼稚 園数	小学 校数	中学 校数	小学校 児童数		中学校 生徒数
	小学部	中学部	高等部														
与謝の海	76	46	102	90 63	4	○	2市10町	1,181.4	65,859	231,505	61	8	92	28	204	149	(577)
中 丹						(×)	2市3町	901.3	37,151	123,945	18	17	42	17	101	74	(175)
丹 波	36	21	68	54 43	3	○	1市8町	1,362.6	36,399	134,616	25	14	54	16	69	62	431
向日が丘 ・ 桃 山	70	41	57	78 52	4	○	4市2町	138.1	113,578	372,249	38	21	51	19	298	129	788
南山城	112	18	35	60 18	3	×	1市9町 1村	413.9	51,674	191,940	34	11	47	16	163	77	405

注1) 養護学校規模は、京都府教育委員会；「1982年度公立学校基本数調査」(1982.5.1現在)、1982.による。

2) 通学保障のスクールバス路線数は1983年度現在。()は見込み。

3) 面積中、「与謝」には、阿蘇海(5.0km²)を含む。

4) 世帯数・人口は、京都府衛生部；「昭和55年 衛生統計年報(第31号)」、1982.による。

5) 保育所数は、京都府福祉部；「昭和57年度福祉部事務概要」、1982.による。

6) 幼稚園数、小学校数、中学校数には、分園、分校を含めており、注1)の文献による。

7) ④+⑤は、各ブロック内の養護学校と障害児学級(ちえ遅れ・情緒障害)に在籍する障害児童・生徒数を意味している。()は、1984年度に大きく変化することを示す。



Fig. 18 教育局別管轄市町村 (7 区分)



Fig. 19 保健所別管轄市町村 (府下12区分)

- 1) 1981年12月1日現在
- 2) 京都府衛生部：『昭和55年衛生統計年報 第31号』(1982)より



Fig.20 児童相談所別管轄市町村 (3 区分)

- 注1) 京都府福祉部：『福祉部事務概要 昭和57年度』より作成
- 2) 斜線部の10市はそれぞれ家庭児童相談室を開設している



Fig.21

地方振興局民生課(9ヶ所)及び福祉事務所(10ヶ所)の管轄市町村 (19区分)

- 注1) 1982年度現在



Fig.23 1983年度京教組支部障教部ブロック体制 (8ブロック)
注1) 京教組障害児教育部常任委員会;『第6回総会議案書』(1983)より作成

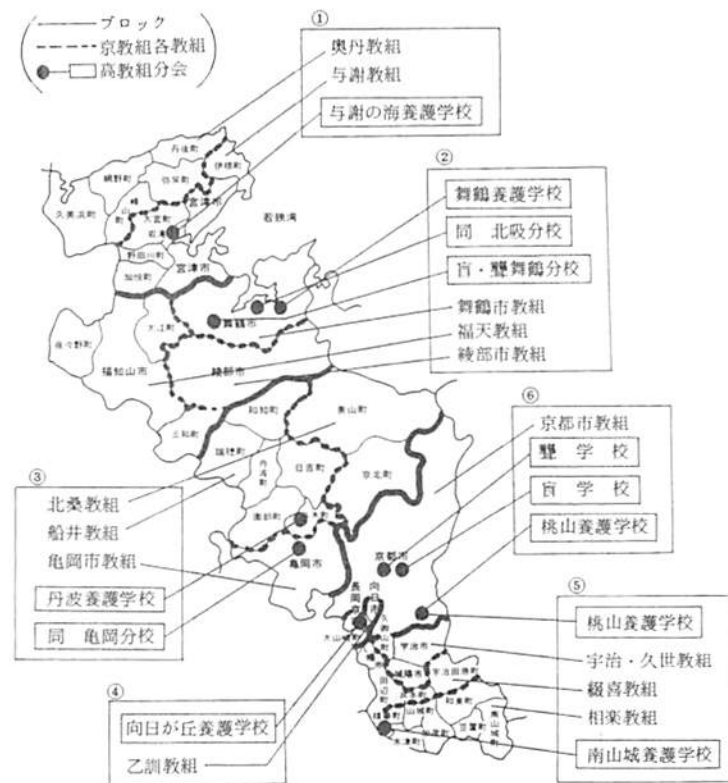


Fig.22 1982年度京教組支部障教部ブロック体制 (6ブロック)
注1) 京教組障害児教育部常任委員会;『第5回総会議案書』(1982)より作成。

対象から外しているが、その大部分が舞鶴市にある府立こども療育センターに入院して舞鶴養護学校北吸分校（小・中学部）に籍を置いている。従って、高等部段階では中丹養護学校との連携が必要であるが、義務教育段階では「向日が丘・桃山ブロック」のように「与謝の海ブロック」と「中丹ブロック」とを合わせなくとも対応が可能であると考えられる。

ところで現行の養護学校の通学区域は、新設予定養護学校の開設準備室、既設養護学校、京都府教育委員会事務局等の間で在籍予定児童・生徒数、人口動態、交通の便等を調査の上で協議されたものであり、問題点も多い。例えば、八幡市を南山城養護学校に、舞鶴市を中丹養護学校に帰属させるかどうかという論議もある。これらは、過密解消、対象児童・生徒の確保、通学時間短縮など種々の理由を背景としており、解答が直ちに得られるというものではない。しかし、だからといってよりよい通学区域を設定するための議論が関係者のすべてに開かれた形で行われなくともよいというものではない。

Table 7に、「養護学校ブロック」別の区域面積、世帯数 人口などの諸水準を示した。また、Fig.18に教育局別の、Fig.19に保健所²¹⁾別の、Fig.20に児童相談所別の、Fig.21に福祉事務所²²⁾（地方振興局民生課）別の管轄・担当市町村を示した。

例えば、「向日が丘・桃山ブロック」は、区域面積が138.1㎢とブロック内で最小であるが、世帯数は11万世帯を越え、人口は37万人余りにまで達している。教育局は乙訓教育局と山城教育局の2局に渡る。そして、2養護学校、3保健所、1児童相談所・4家庭児童相談室、4福祉事務所・2地方振興局、38保育所、21幼稚園、51小学校、19中学校などが相互に連携を結ぶ必要がある。

これに対して、「丹波ブロック」は、区域面積は5ブロック内で最高の1362.6㎢（「向日が丘・桃山ブロック」の9.9倍）であるが、世帯数はわずかに3.6万世帯（同じく約3分の1）。人口は13万人余り（同じく約3分の1）にしか過ぎない。

区域面積が1181.4㎢で「丹波ブロック」に近い「与謝の海ブロック」は、世帯数・人口が「丹波ブロック」の約2倍あり、連携を築くべき小学校、中学校数も1.7倍に上る。

各ブロックは種々の条件を異にしており、障害児教育諸機関の連携のあり方や諸社会資源の活用の仕方は、全府的に一般的に語られるのではなく、各ブロックごとにその条件の違いを踏まえた上で極めて具体的に検討されなければならない問題であるといえる。

また、京都府教職員組合障害児教育部は、1982年度方針から支部障教部ブロック体制を採用している。支部障教部ブロックは、Fig.22に1982年度のものを、Fig.23に1983年度のものを示した。このブロック体制の下で、養護学校（府立高等学校教職員組合）との合同研究集会、組合基礎講座、実態把握などがとりくまれている。これはブロック制をとることが既に試みられている例として注目されるが、「養護学校ブロック」と区画が異なっている所もある。従って、仮に設定した「養護学校ブロック」の区画は、他に研究諸組織の区画等を参照の上、吟味される余地を残したものである。

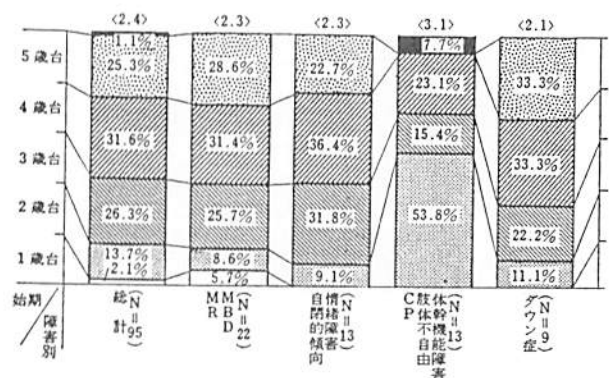


Fig. 25 1980年度京都府下（京都市を除く）養護学校・障害児学級入学児童の就学前教育・保育・療育の始期及び経験年数

注1) ■は在宅のまま就学を迎えた児童(1人)
 2) < >内は概算平均経験年数で単位・年
 (渡部：「養護学校義務制実施後の問題と課題」
 (『特殊教育研究』Vol.20, No.2)1982.)

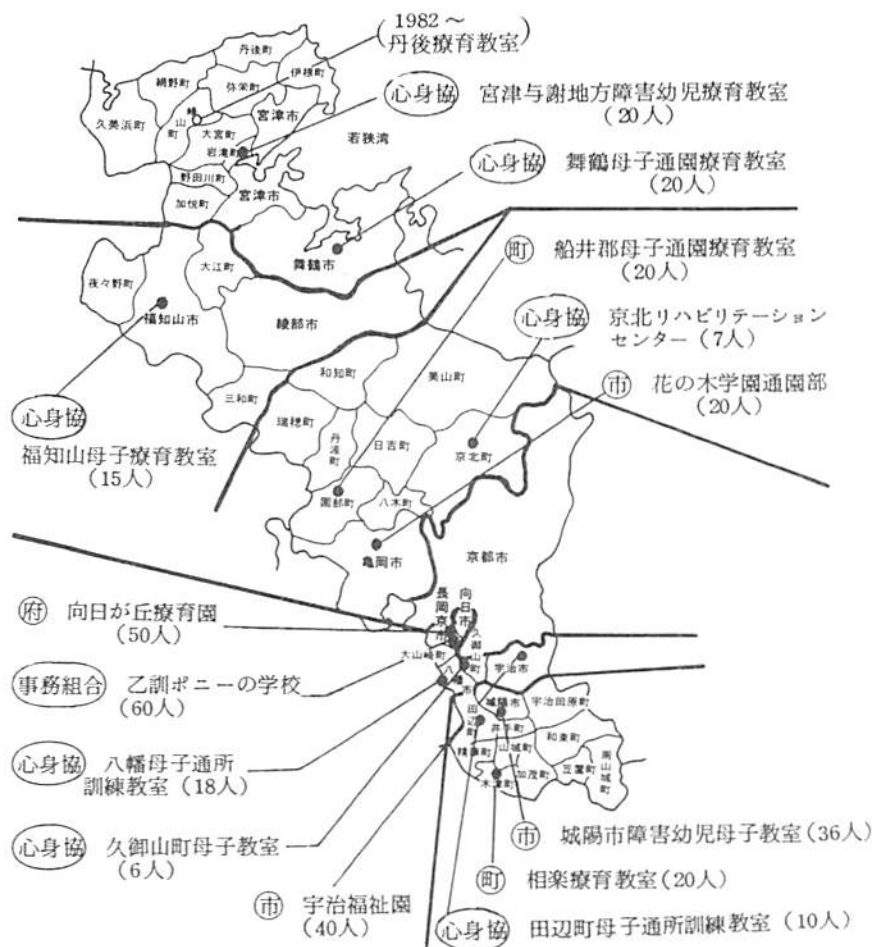


Fig. 26 京都府下における心身障害児通園施設及び通園事業の設置状況

注1) 京都府教育庁指導部学校教育課；『昭和56年度 障害児教育資料』
(1981)より作成，(1981.5.1現在)

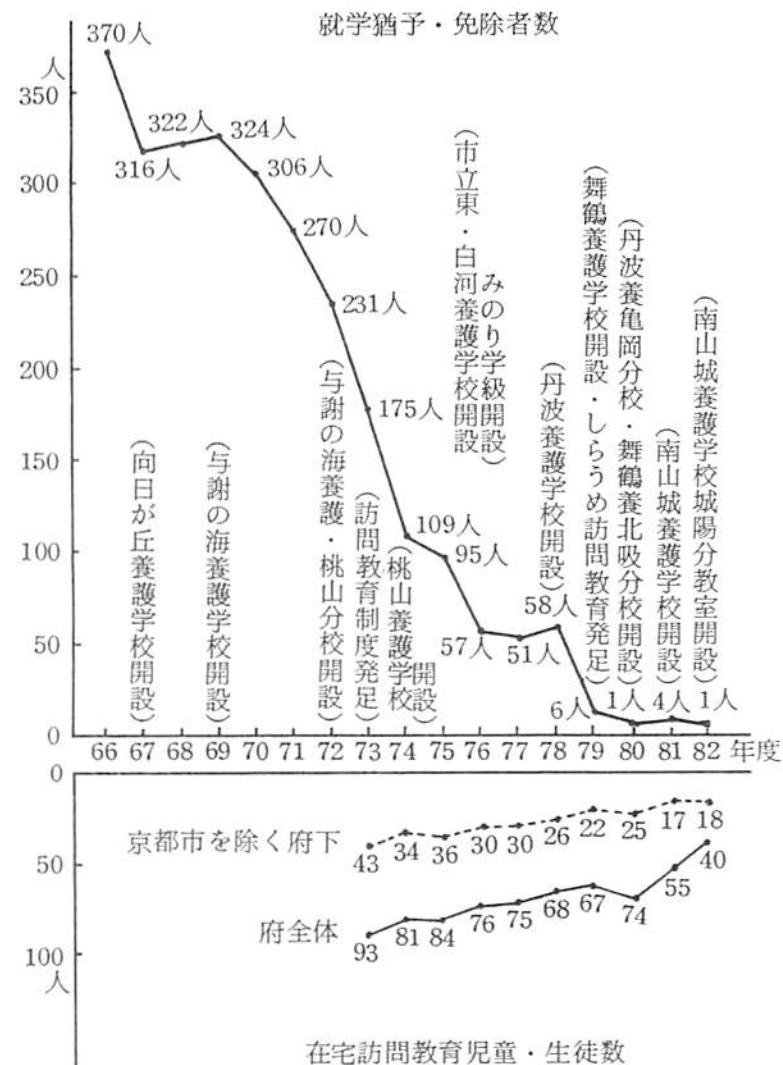


Fig.24 京都府における就学猶予・免除者及び在宅訪問教育児童・生徒の推移

2. 養護学校への社会的要請と養護学校の任務

1983年1月、完全失業率2.72%で、1953年以来の調査史上最高値を記録し、完全失業者数は170万人を越えた。こうした中で、家庭や「地域」での生活破壊が進行し、家庭や「地域」のいわゆる教育力の低下が深刻化しているといわれている。従って、養護学校はブロック内の障害児教育諸機関と連携して「貧困化」の進行に抗する教育力の創出に努めなければならない。障害児教育は、教室内及び学校内のみに留まっては障害児の「教育を受ける権利」を実質的に保障しえない状況におかれている。

(1) 就学前教育・保育・療育保障における要請

(i) 早期発見 — 早期対応

府障研の調査によれば、1980年度に養護学校及び障害児学級に就学した95人（調査率64.2%）中、就学前になんらのとりくみも受けたことのなかった者はわずかに1人であり、98.9%がなんらかの就学前のとりくみを受けていた。²³⁾ 障害児の就学前教育・保育・療育等の経験率は全国的にみても8割を越えている。²⁴⁾ しかし、すべての障害乳幼児に就学前のとりくみを保障するまでには至っていない。

義務教育段階における障害児の「教育を受ける権利」の実質保障は、就学前教育の保障の上により確実なものとなる。全日本特殊教育連盟の行った1980年度入学時調査²⁵⁾によれば、就学前のとりくみを受けた場合の就学猶予・免除率が2.1%（123人）であるのに対して、在宅のまま学齢を迎えた者の就学猶予・免除率は8.9%（71人）と4倍にも達していた。また、府障研の調査でただ1人在宅のまま学齢を迎えていた児童は、1980年度に在宅訪問教育を受ける中で、3学期には通学による全日教育（40/55日の出席）に移行する成長をみせていた。この場合、就学前のとりくみが保障されておれば、当初から全日教育が可能であったろうと予測しえた。京都府下においては、1983年度に施設内訪問教育が解消され、残された在宅訪問もFig.24のように減少しつつある。

以上のように、「教育を受ける権利」を実質保障の観点から捉えると、憲法第26条は単に義務教育保障を予定したのではなく、特に障害児の場合には就学前教育の保障を権利として請求しうることを導くものであるといえる。府下でも、例えば長岡京市では、障害の種類・程度を問わず原則として4歳以上の障害幼児をすべて市立保育所に受け入れる体制が、1972年度から徐々に整備されるに至っている。²⁶⁾

その場合、就学前教育の始期が問われねばならない。Fig.25に1980年度 京都府下養護学校・障害児学級入学児童の就学前教育・保育・療育の給期及び経験年数を示した。調査児童の就学前のとりくみの概算平均経験年数は2.4年であった。つまり、1・2歳台でとりくみを開始したのはわずかに6人に1人の15.8%であり、4人に1人の25.3%は5歳台を待って1年間のとりくみを受けていたに過ぎなかった。早期療育が重要なCPグループにおいては0・1歳台はなく、ようやく2歳台以降でとりくみが開始されていた。乳児期に障害が発見しうるダウン症グループでも2歳台に1人がとりくみを開始したのみであった。この点、例えばイギリスでは、教育行政が2歳以降の障害幼児に対して適切な教育を保障する責務を有しており、注目される。

応もれのない早期発見 — 早期対応システムの確立が、「教育を受ける権利」の実質保障をより確実にするものとして要請されている。

(ii) 通園事業との連携

障害幼児のための通園施設をFig.26に示したが、養護学校に幼稚部のない現在、心身障害児通園事業が就学前のとりくみにおいて果たすべき専門的機関としての役割は大きい。

先の府障研の調査で、就学前のとりくみを経験した94人の内、通園施設等での通園事業のみの経験者は4人（4.3%）で、残りの90人（95.7%）は幼稚園又は保育所経験を有していた。ところで、この90人の内41人（45.6%）が通園事業の経験をもち、さらに31人（34.4%）は1～4年、平均2.0年の間、幼稚園、保育所と通園事業との並行

通園を行っていた。3人に1人という並行通園率の高さは、通園事業の専門的機能が幼稚園、保育所で直ちに代替しうるものでないこと、及び就学前のとりくみにおける専門的機関への父母の期待の高さを示している。しかし、通園事業が実際にどれ程専門的機関として機能しているかは吟味を要する点である。また、約半数の障害幼児が保育所及び幼稚園のみの経験であるが、障害児教育及び療育の専門機関と連携のない中でのとりくみは検討されるべきであろう。

与謝の海養護学校では、幼稚部設置を待ちきれない親たちが、1977年に、養護学校を会場にして「宮津・与謝地方障害幼児療育教室」を開設した（月1回で始まり、現在2回²⁷⁾）。養護学校は、①学校の施設・設備の提供、②養護・訓練担当教師の療育活動への参加、③ケースカンファレンス等の研究会・会議への教職員の参加、④講演会等への講師派遣を行い、幼稚部を持たない中でも就学前のとりくみに専門機関としての機能を提供している。現在、与謝の海養護学校の校区には、他に福知山、舞鶴、丹後の療育教室がある。福知山、丹後には既に教職員を派遣するなどの関係が築かれており、舞鶴との関係づくりも検討されている。

「船井郡母子通園療育教室」は園外療育と称して月1回ではあるが丹波養護学校を会場としたとりくみを行っており、養護学校の教職員も園外療育に参加している。

向日が丘養護学校では、隣設して向日が丘療育園を有し、療育園との連携を重視したとりくみが行われている。

このように、養護学校はブロック内の通園事業に対して専門機関としての機能を開放・提供し、通園事業そのものの専門的機能を高める役割を果たしている。

(iii) 幼稚部の開設

養護学校に幼稚部を開設することによって、養護学校は近隣の障害幼児を直接うけとめることができる。遠隔地に住む障害幼児は、保育所、幼稚園でのうけとめを基礎にした通園事業への並行通園を行い、月1回～2回、養護学校で療育教室を

開くことによって、単に施設や教職員の提供を越えた、障害幼児の就学前教育、保育、療育実践の相互交流が可能となる。養護学校に就学前担当の専門教職員が配置されることにより、就学前諸機関との連携はより緊密となろう。

(iv) 教育相談部の開設

通園事業以外の幼稚園、保育所等との関係は、現在、保・幼・小連絡会や研究諸組織を通じて築かれつつある。与謝の海養護学校では、療育教室のケースカンファレンスにおいて、一人ひとりの障害幼児について保健婦、児童相談所職員、幼稚園教師又は保育所保母、療育教室職員、養護学校教職員が一堂に会し、当面のとりくみ課題や就学についてのみとおしを検討しあう関係を築いている。また、「養護・訓練部」の行う教育相談活動の一環として、保育所を巡回しての相談活動も実施されている。向日が丘養護学校では、障害をもつ4・5歳児の全員就園が実施されている乙訓地区の乙訓保育研究協議会障害児部会との連携が追求されている。このようなとりくみを日常的かつ制度的なものとするためには、教職員の配置を伴った教育相談部の開設が不可欠である。

(v) 障害乳幼児の権利保障網の確立

Table 7、Fig.19、20、26などを合わせて、各ブロック内での保健所、児童相談所、通園事業、保育所、幼稚園等の就学前諸機関の有機的連携を点検し、就学前における障害乳幼児の権利保障網を構築していく任務を各養護学校は有している。なお、1982年度で京都府下の10市15町に開設されている「ことばの教室」は、就学前幼児の言語治療及び発達相談に従事してきた実績を持っており、通園事業とともに各市町村に配置しうる就学前の専門的機関として注目しうる。

(2) 適正就学保障における要請

1979年度の養護学校教育の義務化以降、就学指導は基本的に市町村適正就学指導委員会及び京都府適正就学指導委員会の仕事となり、養護学校は補足的機能を果たす傾向にある。しかし、第Ⅱ章で示した適正就学保障をめぐる問題状況の中で、養護学校への社会的要請は逆に増大している。確

信とみとおしを持って、合意と納得の上に、就学前を義務教育に接続することが緊急の課題である。

(i) 教育相談活動

府障研の調査によると、1980年度就学児童の内、調査した87人中2人(2.3%)が最終的な就学先に納得していたにすぎなかった²⁸⁾。しかし、95%の親がなんらかの不安をもって就学を迎えており、中には、「言葉のない子への教育内容が不明」「訪問教育ということがよくわからない」ということを訴えていた。加えて、結果として小学校1年生の1年間を経過観察期間にした形で、多数の児童が通常の学級から障害児学級に途中入級する現状は、親や関係者が確信とみとおしを持って就学を迎えたのではないことを示している。

与謝の海養護学校では、既述のように、療育教室にうけとめられたり、保育所の巡回相談で把握した障害幼児の就学先について養護学校教師が積極的に発言しうる関係が築かれていた。就学前から障害児教育の専門機関(施設・設備、教職員及び実践)に接する機会を持つ親や就学前関係者は、どこを就学先に選ぶにしろ、就学後のとりくみにより確信とみとおしを持ちやすいといえる。

向日が丘養護学校では、向日が丘療育園に通う就学予定児について、7月に顔合わせ、9月に母親の学校見学、10月にオリエンテーション、11、12月に園側の学習会に学校側同席、などのとりくみを経て就学を迎えるようになっている。そして、療育園から就学した者については4、5月の早い時点で引き継ぎが行われている。

このような適正就学保障上の援助は、ブロック内のすべての障害幼児(特に就学予定児)に保障されねばならない。後述するように、養護学校以外の教育機関に就学する場合においても、養護学校との連携が築かれた中で受けとめられていることは就学後の適正就学保障の継続的な吟味という観点から極めて重要である。養護学校が就学前からブロック内のすべての障害幼児を把握し、日常的に関わりうる教育相談体制を整備する必要があるが、まずは、希望するすべての就学予定児に体験入学を保障することなどにとりくむべきであろう。

(ii) 「ブロック内適正就学保障委員会」

ところで、市町村及び府の適正就学指導委員会そのものの活動に対しても、専門機関としての養護学校が果たしうる役割がある。義務制後、市町村適正就学指導委員会が就学先を決定する上で大きな役割を演ずる位置にあるが、市町村適正就学指導委員会は予算上の制約などから委員会を常設したり、事務局を教育委員会とは別に設けることが難しく、専門医の確保も十分に行えない状況がある。発達診断や相談活動を担当する専門委員には小・中学校の教師などが委嘱されるが、本務の間をさいての活動であるために個人記録の収集・整理・保存・追跡や関係者との話し合いなどが系統的・継続的に行えない悩みがある。また、障害児教育諸学校が府立であることなどから、市町村適正就学指導委員会の委員が養護学校での教育の実際をよく理解しないまま相談活動を行っている場合さえある。現在、養護学校は、市町村適正就学指導委員会の委員に研修の機会を保障したり、市町村適正就学指導委員会からの依頼相談、学校見学・体験入学の要請に応じる活動を行っている。

しかし、より日常的にブロック内の各市町村適正就学指導委員会に参加する必要はないであろうか。例えば、与謝の海養護学校は宮津市の要請に応じて適正就学指導委員会へ委員を派遣している。より積極的には、幼稚園、保育所、小・中学校内の適正就学保障委員会及び市町村適正就学指導委員会と連携網を築く中で、ブロック内のすべて障害児の就学前のとりくみを義務教育に繋げる適正就学保障の任務を養護学校に課すことも可能であろう。養護学校内に、発達相談員やケースワーカー等の専門職員と事務局を有する「ブロック内適正就学保障委員会」を開設することが考えられてよい。

ところで、「人権に関する世界宣言」は、第26条第3項において、「親は、その子に与えられる教育の種類を選択する優先的権利を有する」としている。従って、親に対しての適正就学保障のとりくみとは、親自身が確信とみとおしを持って、合意と納得の上にその「優先的権利」を子どもの「

Table. 8 与謝の海養護学校ブロック内の小・中学校

中 学 校	中学校と 小学校の 通学区域 の関係	中 学 校	
学 校 名	障害児学級	学 校 名	
加悦町 加悦	⑨	加悦町 桑 剣	④
		与 謝	③
		加悦	③ 14〇
	⑨		14
宮津市 宮津	⑧	宮津市 宮津	13 25
日置		上宮津	
(世屋上分校)		(辛皮分校)	
栗田		栗田	
美老		(田井分校)	
		由良	
		吉津	③
		府中	
		日置	
		(畑分校)	
		世屋	
		(世屋上分校)	
		美老	
		(波見分校)	
		(田原分校)	
		日ヶ谷	
	⑧		18 20
岩瀬町宮津市 井学校組合	⑨	岩瀬町 岩瀬	④ 10
	⑨		④ 10
伊根町 伊根		伊根町 伊根	11
本庄		朝妻	
		本庄	
		(蒲入分校)	
		鶴川	
			11
野田川町 江崎	⑤	野田川町 石川	③
		三河内	⑧
		岩屋	⑤
		市場	⑤ 25〇〇
		山田	⑤
	⑤		25 25
峰山町 峰山	④	峰山町 峰山	⑥ 8
(五箇分校)		吉原	
		五箇	
		(成路分校)	
		新山	
		丹波	
		長岡	
	④		⑥ 8
大宮町 大宮	⑦	大宮町 大宮第一	13〇 7
(五十河分校)		大宮第二	
		大宮第三	
	⑦		13 7
網野町 網野	④ ③	網野町 網野	16〇 24〇
橋	⑤	橋	⑥
		磯	
		鷺	
		(新庄分校)	
		鳥津	
		三津	
	⑨ ③		23 24
丹後町 間人	⑥	丹後町 豊栄	
宇川		間人	③ 6
		竹野	
		宇川	
		虎杖	
	⑥		③ 6
赤栄町 赤栄	④	赤栄町 吉野	
(野間分校)		溝谷	
		鳥取	③ 9
		恩部	
		野間	③ 9
	④		③ 9
久美浜町 久美浜	⑤	久美浜町 久美浜	③
(横分校)		川上	
高竜		海部	
		田村	
		神野	
		渡	
		(蒲井分校)	
		佐渡	③ 4 4
	⑤		⑥ 4 4

Table. 9 中丹養護学校ブロック内の小・中学校

中 学 校		中学校と 小学校の 通学区域 の関係	小 学 校	
学 校 名	障 害 児 学 級		学 校 名	障 害 児 学 級
綾部市 綾 部	⑥④		綾部市 綾 部	13〇④④14〇
何 北			中 郷	④
八 田			豊里東	③
栗 岡			豊里西	
上 林	⑤		物 部	
豊 里	⑧		志 賀	③
			西 八 田	
			吉 美	
			東 八 田	⑤
			山 家	
			口 上 林	
			中 上 林	④
		奥 上 林		
	19⑥			19④④14
福知山市 桃 映	⑤〇		福知山市 倅 明	21〇④
南 陵	19		昭 和	△25〇〇
成 和			大 正	
六 人 部	⑤③		雀 部	⑥
川 口			魔 我	
北 陵			修 高	
日 新			瀬 崎	
			天 津	
			上 富 豊	
			上六人部	⑦④
			中六人部	
			下六人部	▽
		上 川 口		
		三 岳		
		金 谷		
		金 山		
		公 誠		
		佐 賀		
		成 仁		
	29③			24⑥②25▽
三和町 三 和	③		三和町 荒 原	
			細 見	③
			(中出分校)	
			川 合	
	③			③
夜久野町 宝 蔵	⑦		夜久野町 精 華	⑤
鹿 城	③		育 英	
			明 正	④
	19			⑨
大江町 大 江	④		大江町 美 阿	⑤④
			美 鈴	
			有 仁	
	④		⑤④	

舞鶴市 青 葉	13〇		舞鶴市 新 舞 鶴	13〇⑦
白 糸	19〇〇		三 笠	⑥③
和 田	⑦		真 梯	⑥③27〇〇
城 南	14〇		真梯第二	⑤④
城 北	11		与 保 呂	
大 浦			志 菜	
岡 田	⑤		朝 来	
由良川			原	
			田 井	
			野 原	
			丸 山	
			大 丹 生	
		平		
		中 舞 鶴	13〇	
		明 倫	⑧27〇〇	
		吉 原		
		余 内	⑤	
		池 内		
		中 郷	14〇	
		青 井		
		堀 井		
		高 野		
		岡 田 上		
		岡 田 中		
		岡 田 下		
		八 雲		
		神 崎		
	29			29②24

注1) 通学区域は「通常の学級」在籍者に適用されるものを掲げた。

2) ○ちえ遅れ、◇情緒障害、△聴覚障害、□言語障害、○病弱・身体虚弱、▽肢体不自由、1印で1学級を示す。数字は在籍数であり、京都府教育委員会「昭和57年度公立学校基本数調査」(1982)に基づいて1982年5月1日現在のものである。

Table. 10 丹波養護学校ブロック内の小・中学校

中 学 校		中学校と 小学校の 通学区域 の関係	小 学 校	
学 校 名	障害児学級		学 校 名	障害児学級
京北町 周 山 ④	(併生分校)		京北町 周 山 ③ ④	
			矢 代	
			細 野	
			宇 津	
			山 国	
			黒 田	
			(併生分校)	
			弓 削	
	④		③ ④	
美山町 北 星 ③	八ヶ峰		美山町 平 屋	
			知 井	
			(併生分校)	
			宮 島 ③ ⑧	
			鶴ヶ岡	
			大 野	
	③		③ ⑧	
亀岡市 亀 岡 ⑦	東輝 別院 南桑⑨ 育親③ 高田		亀岡市 亀 岡 ⑧③△⑬□	
			城 西 ③	
			つづき丘 ⑥	
			安 詳 ④	
			東別院	
			西別院	
			曾我部 ③	
			吉 川	
			森田野	
			本 梅	
			畑 野	
			青 野 ⑤	
			大 井 ⑥	
			千代川	
			川 東	
			保 津	
			群 勝	
	⑯		㉔③△⑬	
園部町 園 部 ⑨			園部町 園 部 ④ ⑤⑬□	
			川 辺	
			摩 気 ③	
			西本梅	
	⑨		⑦ ⑤	
八木町 八 木 ⑦			八木町 八 木 ③	
			富 本	
			新 庄	
			吉 富	
			神 吉	
	⑦		③	
丹波町 瀬生野 ④			丹波町 須 知	
			竹 野	
			高 原 ④	
			下 山	
	④		④	
日吉町 殿 田 ⑤			日吉町 殿 田 ④	
			胡麻郷	
			五ヶ荘	
	⑤		④	
瑞穂町 瑞 穂 ④			瑞穂町 松 山 ④	
			賀 美	
			明 俊	
			三ノ宮	
			④	
和知町 和 知 ⑦			和知町 和知第一 ③	
			和知第二	
			和知第三	
			⑦	

Table. 11 向日が丘・桃山養護学校ブロック内の小・中学校

中 学 校		中学校と 小学校の 通学区域 の関係	小 学 校	
学 校 名	障害児学級		学 校 名	障害児学級
向日市 勝山 ⑧ ④			向日市 向日 ⑦ ⑤	
西ノ岡			第二向日 ⑤	
寺戸 ⑤			第三向日 ⑥ ⑤ ④	
			第四向日 ④ ⑤	
			第五向日 ⑦	
			第六向日 ⑥ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
⑧ ④			㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
長岡京市 長岡 ④			長岡京市 神足 ⑤	
長岡第二 ⑬ ⑩ ③			長法寺 ③	
長岡第三 ⑥			長岡第三 ⑤ ③	
			長岡第四 ⑤	
			長岡第五 ⑤	
			長岡第六 ③	
			長岡第七 ③ ④ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
			長岡第八 ⑤	
			長岡第九 ④	
			長岡第十 ⑥	
㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
大山崎町 大山崎 ⑤			大山崎町 大山崎 ④ ③	
			第二大山崎 ④	
⑤			⑧ ③	
宇治市 宇治 ⑤ ⑥			宇治市 宇治 ⑨ ⑤	
西宇治 ⑤ ⑤			南部 ⑤	
南宇治 ⑨			木幡 ⑧	
北宇治 ⑤ ⑤			御殿山 ④	
西小倉			笠取	
東宇治 ⑥ ⑤			笠取第二	
木幡 ⑤			竜道 ⑤	
横島			竜道第二 ⑥ ⑤	
			三室戸 ⑥	
			神明 ④ ③ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
			横島 ⑤ ⑤	
			小倉 ④ ⑤	
			北小倉 ⑤	
			西小倉 ⑤ ⑤	
			南小倉 ⑦ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
			岡屋 ⑤	
			伊勢田 ④	
			大久保	
			大岡 ⑤	
			西大久保 ④	
			平盛 ⑥ ⑤	
㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
久御山町 久御山 ⑪			久御山町 御牧 ㉔	
			佐山 ③	
			東角 ⑥ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
⑪			㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
八幡市 男山 ⑤ ④			八幡市 八幡 ④	
男山第二 ⑥ ④			八幡第二 ③	
男山第三			八幡第三 ⑥	
			八幡第四 ④	
			八幡第五	
			中央 ④ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
			有都 ⑥	
			橋本 ⑤	
⑪ ⑧			八幡東 ④	
			㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	

Table. 12 南山城養護学校ブロック内の小・中学校

中 学 校		中学校と 小学校の 通学区域 の関係	小 学 校	
学 校 名	障害児学級		学 校 名	障害児学級
城南市 城南 ⑤		〃	城南市 久津川 ⑤	
城南市 城南 ⑤			久 世 ③	
城南市 城南 ⑤			寺 田 ④	
城南市 城南 ⑤			寺田南 ④	△14口
城南市 城南 ⑤			今 臨 ⑥⑤	
城南市 城南 ⑤		〃	寺田西 ⑦	
城南市 城南 ⑤			深 谷 ⑦	
城南市 城南 ⑤			富 野 ⑥④	
城南市 城南 ⑤			青 谷 ⑦	
城南市 城南 ⑤			占 川 ⑥	
田辺町 田 辺 ⑤④		〃	田 辺 大 住 ⑥	
田 大 住 ⑤			松井ヶ丘 ⑤	12口
田 大 住 ⑤			田 辺 ⑥	
田 大 住 ⑤			草 内 ⑥	
田 大 住 ⑤			三 山 木 ⑥	
田 大 住 ⑤		〃	音 賀 寺 ⑤	
田 大 住 ⑤			新 ⑤	
田 大 住 ⑤			新 ⑤	
田 大 住 ⑤			新 ⑤	
田 大 住 ⑤			新 ⑤	
井手町 泉ヶ丘 ③		〃	井手町 井 手 ③	
井手町 泉ヶ丘 ③			(有王分校)	
井手町 泉ヶ丘 ③			多 賀 ③	
井手町 泉ヶ丘 ③			宇治田原町 田 原 ⑤	
井手町 泉ヶ丘 ③			宇治田原 ④	
宇治田原町 緑亭館 ⑥		〃	栗 山 田 ⑤	
宇治田原町 緑亭館 ⑥			栗 山 田 ⑤	
宇治田原町 緑亭館 ⑥			栗 山 田 ⑤	
宇治田原町 緑亭館 ⑥			栗 山 田 ⑤	
宇治田原町 緑亭館 ⑥			栗 山 田 ⑤	
山城町 山 城 ⑤		〃	山城町 棚 森 ④	
山城町 山 城 ⑤			上 野 ④	
山城町 山 城 ⑤			上 野 ④	
山城町 山 城 ⑤			上 野 ④	
山城町 山 城 ⑤			上 野 ④	
木津町 木 津 ④		〃	木津町 相 楽 ⑦④	
木津町 木 津 ④			木 津 ④⑥	
木津町 木 津 ④			(胸谷分校)	
木津町 木 津 ④			(鹿背山分校)	
木津町 木 津 ④			(鹿背山分校)	
加茂町 泉 川 ③		〃	加茂町 加 茂 ⑥	
加茂町 泉 川 ③			当 尾 ⑥	
加茂町 泉 川 ③			蘇 仁 ⑥	
加茂町 泉 川 ③			南加茂台 ⑥	
加茂町 泉 川 ③			南加茂台 ⑥	
和束町 和 束 ③		〃	和束町 西和束 ⑤	
和束町 和 束 ③			中 和 束 ⑤	
和束町 和 束 ③			東 和 束 ⑤	
和束町 和 束 ③			西 和 束 ⑤	
和束町 和 束 ③			西 和 束 ⑤	
精華町 精 華 ⑦⑥		〃	精華町 川 西 ⑤⑥	
精華町 精 華 ⑦⑥			精 北 ⑦	
精華町 精 華 ⑦⑥			山 田 莊 ④	
精華町 精 華 ⑦⑥			(東郷分校)	
精華町 精 華 ⑦⑥			(東郷分校)	
空室町南山城村 中学校組合 空室 ⑤		〃	空室町 空 室 ④	
空室町南山城村 中学校組合 空室 ⑤			空室町 空 室 ④	
空室町南山城村 中学校組合 空室 ⑤			空室町 空 室 ④	
空室町南山城村 中学校組合 空室 ⑤			空室町 空 室 ④	
空室町南山城村 中学校組合 空室 ⑤			空室町 空 室 ④	
南山城村 大 河 原 ⑤		〃	南山城村 大 河 原 ⑤	
南山城村 大 河 原 ⑤			田 山 ⑤	
南山城村 大 河 原 ⑤			高 尾 ⑤	
南山城村 大 河 原 ⑤			高 尾 ⑤	
南山城村 大 河 原 ⑤			高 尾 ⑤	

教育を受ける権利」の実質保障のために行使しう
るよう援助することである。また、「教育を受け
る権利」の実質保障を教師などと共に親自身が
吟味し形成する過程を内包するもので、それ自体
が極めて教育的とりくみでもある。このような適
正就学保障のとりくみは、養護学校に設けられた
委員会ゆえによりよく行いうる側面もある。

(3) 学校教育保障における要請

(i) 居住市町村及び居住地校との連携

府障研の調査によると、「養護学校は比較的障
害や発達遅れの重い子を受けとめ、訓練や治療

Table. 14 就学の形態

A		在宅訪問教育及び派 遣教員（有・スクー リング）
B		施設内・病院内訪問 教育及び派遣教員 （有・スクーリング）
C		施設内・病院内学級 及び分教室・分校
D		学校の隣接
E		寄宿舍（含・通学形 式）への入舎
F		スクーリング 障害児教育 諸 学 校
G		スクーリング 障害児学級
H		通常の学級(含・ 障害児学級での 通級指導, 専門 教師の巡回指導)

注1) 施設＝児童福祉施設, 病院＝医療機関

(渡部:「医療機関・児童福祉施設における教育保障」
(『ジュリスト増刊総合特集No.24』), 1981。)

Table. 13 1983年度 京都府立公立高等学校通学区域予定表

学 科	普 通	商 業	機 械	電 気	電 子	織 維 工 学	建 築	農 業	園 芸	そ の 他
市町村										
南 山 城 村	山城第2地区 ※4	木津高	田 邊	田 邊	田 邊	洛陽工業高	伏見工業高	木津高	木津高	田 邊 高 自動車科 石 原 高 原動機科 峰 山 高 工業化学科 須 知 高 ※農業畜産科 農 芸 高 ※農業経営科 ※造園土木科 ※生活科 北桑田高 林業科 綾 部 高 農芸化学科 峰 山 高 ※農園芸科 水 産 高 水産に関する学科 洛陽工業 化学工業科 色染化学科 伏見工高 精密機械科 土 木 科 窯業科 インテリア科 金属工芸科 工業デザイン科 堀 川 高 音楽科 銅駝美術 美術工芸に関する学科 以上の学科は府下全域 を通学区とする
笠 置 町										
和 束 町										
加 茂 町										
木 津 町										
精 華 町										
山 城 町										
八 幡 町	山城第1地区 ※6	2	高	高	高	工業高	工業高	高	高	
田 邊 町										
宇 治 市										
井 手 町										
久 御 山 町										
城 陽 市										
宇 治 市										
京 都 市	京都乙訓地区 (2)	8	洛陽工業高	洛陽工業高	洛陽工業高	工業高	工業高	※桂高	桂高	
向 日 市										
長 岡 京 市										
大 山 崎 町										
龜 岡 市										
京 北 町										
美 山 町										
八 木 町	園部高	園部高	石 原	石 原	石 原	峰山高	宮津高	※綾部高	綾部高	
園 部 町										
日 吉 町										
丹 波 町										
和 知 町										
瑞 穂 町										
綾 部 町										
三 和 町	福知山高	福知山高	高	高	高	山 高	津 高	※久美浜高	高	
夜 久 野 町										
福 知 山 市										
大 江 町										
舞 鶴 市										
宮 津 市										
岩 籠 町										
伊 根 町	加悦谷高	※宮津高	峰 山 高	宮 津 高	高	高	高	高	高	
野 田 川 町										
加 悦 町										
峰 山 町										
大 宮 町										
弥 栄 町										
丹 後 町										
網 野 町	網野高	網野高	高	高	高	高	高	高	高	
久 美 浜 町										
計	44	18	4	4	3	2	2	4	3	

注1) 京都府教育委員会の資料；昭和29年京都府教委規則第4号「京都府公立高等学校通学区域に関する規則」に基づく。

2) 総合選抜地域の高校（斜線部分）

〈普通〉京都市・乙訓地区 — 堀川高，日吉ヶ丘高，紫野高，塔南高，（以上京都市立）：山城高，鴨沂高，洛北高，北稜高，朱雀高，洛東高，嵯峨野高，北嵯峨高，桂高，洛西高，桃山高，東稜高，洛水高，向陽高，乙訓高。

山城第一地区 — 城南高，城陽高，東宇治高，西宇治高，西城陽高。

山城第二地区 — 田邊高，木津高，八幡高，南八幡高。

龜岡地区 — 亀岡高，南丹高。

〈商業〉京都市～大山崎町 — 西京商業高（以上京都市立）：山城高，鴨沂高，洛北高，朱雀高，洛東高，桃山高，乙訓高。

田辺町～宇治市（一部） — 城南高，城陽高。

3) ※印は1983年度改正分

が可能な施設・設備を持ち、教員が多くきめ細かな教育が可能であり、障害児教育の専門校である」と親にみられていた。²⁹⁾しかし、養護学校は小・中学校に比して家庭や居住地から遠隔であるという困難な条件をもっており、これに対する親の不満も多い。従って、今日、養護学校は家庭や居住地での障害児の生活や育ちにもきめ細かい配慮を行っている障害児教育の専門機関であることが要請されている。養護学校生といえども放課後や長期学業休暇中は家庭及び居住地で生活をしていることを忘れてはならない。

まず、養護学校在籍児童・生徒の一人ひとりについて居住地校及び居住地の行政と連携したとりくみを行うことである。

現在、府下でサマースクール、「地域学校」などのとりくみが広がっている。向日が丘養護学校の校区では、1979年に大山崎町、1980年に向日市と長岡京市、1981年に宇治市、1982年に八幡市がサマースクールを開設している。大山崎町のサマースクールは、「障害児に豊かな夏休みをすごさせる」とともに、「障害児に対する正しい理解を地域にひろげる」ことを目標としており、「障害児とその家族の人権が守られる民主化された地域社会を形成する運動」として扱われている。³⁰⁾長岡京市では、1982年度からサマースクールに加えて「冬の学校」が開設されている。このようなとりくみを、各ブロックの全市町村に広げていかなければならない。

さらに、向日が丘養護学校では、「地域担当」及び「居住地校担当」を校務分掌として設けている。具体的には、新1年生全員について、顔写真、住所（地図つき）、学校でがんばっていることなどを示した「新入生パネル」を作成して居住地校へプレゼントしている。また、夏休みに担当者が付き添って居住地校のプールに最低1回参加させるなどのとりくみを展開している。

逆に、居住地の市町村の行政に養護学校生へのサービスを実施させているところもある。与謝の海養護学校では、1982年度から正式に宮津市に障害児と健常児合同の夏季学童保育を実施させて

³¹⁾いる。また、寄宿舎に入舎している者に対して、福知山市、綾部市等から長期学業休暇前後の帰省バスが出され、舞鶴市については七夕音楽祭や学習発表会などの学校行事の際に親を送迎するバスが出されている。

(ii) 障害児学級、通常の学級に学ぶ障害児へのサービスの提供

一方、ブロック内の障害児学級及び通常の学級に学ぶ障害児に対しても、養護学校は同様に障害児教育の専門機関としてのサービスを提供しう。それは、現在既に各養護学校で実施している教育及び療育の外来相談を充実し、既述のように、教育相談部及び「ブロック内適正就学保障委員会」に専門の教職員を配置して、適正就学保障をはじめ、「教育を受ける権利」の実質保障のようすを継続的に吟味するとりくみである。また、親や担任の教育相談も受け、教材・教具の貸出しや具体的な指導法の教示をも行う。治療・訓練については、相談だけに留まらず、直接的に訓練等を外来や巡回方式で実施することを望む声も存在する。

その場合、Table 8～12に示した各ブロック内の小・中学校及び障害児学級の配置、通学区域、Table 13に示した府立高等学校の通学区域などを参照にして、各ブロック内の社会資源としての学校教育施設を把握し、連携網を確立すべきである。要は、Table 14に示すように基本的に8つの就学形態にわかれるが、いかなる就学形態に属しようとも、すべての障害児が居住地校と養護学校、居住市町村行政と府行政の双方から同時にサービスを受けられる体制を創出することが重要である。

(iii) 養護学校のもつ福祉的機能

近年、養護学校のもつ福祉機能が注目されている。例えば、寄宿舎をもつ養護学校で緊急入舎が増えている。丹波養護学校では、1981年度3件、1982年度4件の緊急入舎があった。³²⁾向日が丘養護学校では、1979年度6件（のべ日数439日）1980年度6件（通年入舎生の2件を含む、のべ日数107日）、1981年度12件（同3件を含む、のべ日数不明）、1982年度（1983年1月現在）9件（のべ日数210日）の緊急入舎があった。³³⁾向

日が丘養護学校の1982年度についてその理由をみると、母親の手術・入院—2件、父親の手術・入院—4件、兄弟の手術・看護1件、出産のため—1件、葬儀参列—1件であり、家族の病気や事故が直ちに障害児の「教育を受ける権利」の形態的保障（就学権）さえ脅かす状況である。福祉サイドの緊急一時保護も設けられているが、期間が原則として7日以内と短いこと、養護学校に隣接する施設が少ないこと（肢体不自由児施設、精神薄弱児施設、重症心身障害児施設、共に1施設）、保護期間中在籍校の教育の継続が難しいこと、保護要件の成立を待って事後対応に留まること、などが利用しにくい原因となっている。従って、緊急入舎の際に特別の加配などない困難な条件の中でも、「学校教育を継続して保障し、発達を保障していくためには、どうしても必要な措置」（丹

波養護学校）、又は「最大優先」（向日が丘養護学校）と位置づけて、とりくみが進められている。

このような養護学校のもつ福祉的機能に対する要請は、障害児学級及び通常の学級で学ぶ障害児とその家庭にも存在する。しかし、寄宿舎を持たない養護学校では、ブロック内の障害児はもとより自校の児童・生徒にさえ緊急入舎を保障しえない。南山城養護学校では、寄宿舎のある向日が丘養護学校や児童福祉施設のある桃山養護学校に少なからぬ児童・生徒を区域外就学させている。

緊急入舎の他に、障害児の放課後での受けとめを養護学校（特に寄宿舎）や学童保育所に求める親の希望も存在する。Fig. 27 に示してある児童福祉施設の配置も、各ブロック内の障害児により適切かつ迅速に福祉サービスを提供しうよう検討されるべきである。

Ⅳ 発達や健康に問題をもつ子どもの「教育を受ける権利」の実質保障への寄与

養護学校の専門機能はブロック内の障害児に開放・提供されることを越えて、通常の学級での教育実践をより「教育を受ける権利」の実質保障にふさわしいものに充実させていくとりくみにも提校は、校内適正就学保障委員会などの活動として発達や健康に問題をもつ子どもの調査にとりくみ始めている。例えば、向日市立第3向陽小学校では、1979年4月の調査を通じて、全校児童1,072人の内、87人の健康を害している児童が把握された。これらの発達や健康に問題をもつ子どもへの教育は障害児教育の蓄積した成果に負うところが大きい。さらに、通常の学級において、能力主義的教育でなく発達保障的教育を創造し普及する上でも、害児教育の専門機関の果たす役割は大きい。その場合、Fig. 28, 29 に例示してあるように、例えば、40人学級の実現など学級数や学級規模などの小・中学校の教育条件そのものを改善するとりくみに障害児教育関係者も参画していかなければならない。

(4) 卒業後の就労・生活保障における要請

(i) 就職後のアフター・ケア

府障研は、1978年度府下中学校障害児学級及

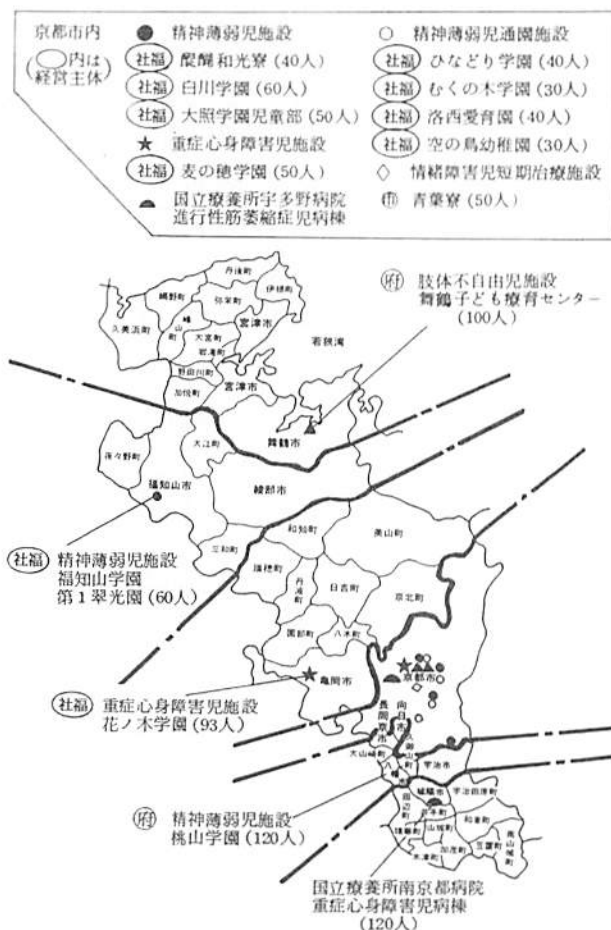


Fig. 27 京都府における心身障害児施設（1980年度現在）

注1) 京都府教育庁指導部学校教育課；『昭和56年度障害児教育資料』（1981）より作成。

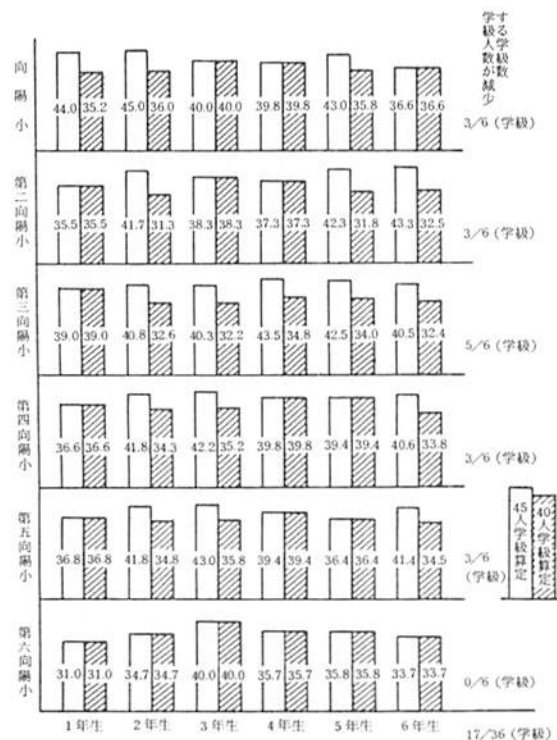


Fig. 29 「45人学級」から「40人学級」へ「標準法」を改めた場合の一学級人数の例 (向日市立小学校)

- 注1) 向日市の公立小学校について、京都府教育委員会；『公立学校基本数調査』(1982.5.1現在)に基づいて試算した。
- 2) 試算は、学年ごとの在籍児童数(障級を含む)をそれぞれ45, 40人学級の場合にみこまれる学級数で単純に割ったものである。
- 3) 36学級中実に17学級(47.2%)の学級人数が少なくなり、31.0～40.0人の在籍児童数に変わることがわかる。

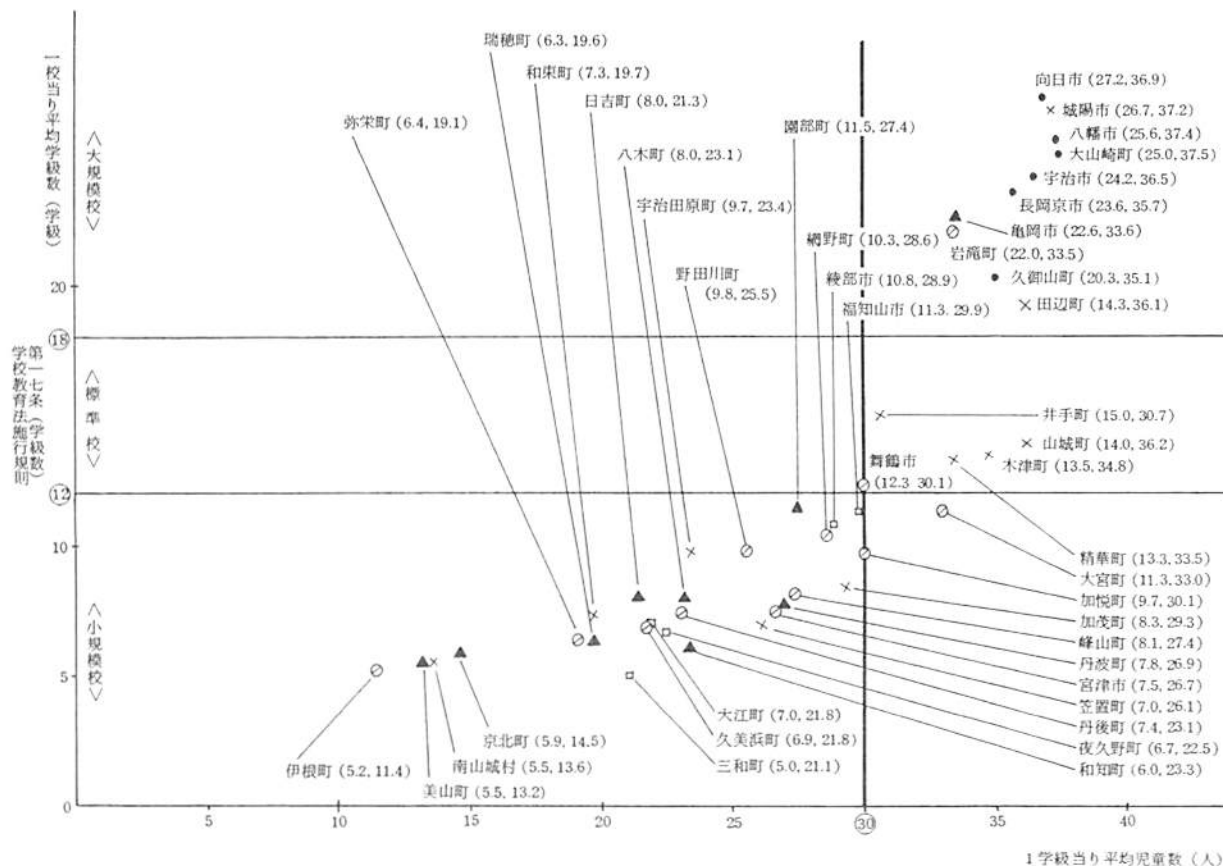


Fig. 28 市町村別公立小学校平均学級数並びに在籍児童数 (1982.5.1現在)

- 注1) 京都府教育委員会；『公立学校基本数調査』(1982.5.1現在)に基づいて、在籍児童総数(障級を含む)と学級総数(障級を含む)で単純計算した。
- 2) ○与謝の海ブロック、□中丹ブロック、▲丹波ブロック、●向日が丘・桃山ブロック、×南山城ブロック。ブロックごとに特徴のあることがわかる。
- 3) 学校教育法施行規則第17条「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。」
- 4) イギリスの初等学校の多くが1学級30人以下の児童で構成されているので、1例として30人で線を引いた。

び府立養護学校高等部卒業生の合計236人全員の3年間の進路追跡調査を実施している。³⁵⁾その中で、中学校障害児学校卒業生で就労を経験した者の50.8%、養護学校高等部卒業生の就労を経験した者の41.7%が離転職経験者であったことが明らかにされた。また、わずか3年の間に、消息不明者が4人出現していた。府障研調査は、「少なくとも、卒業後3年間はアフターケアを継続し、動向を正確につかみ、迅速に指導援助をしたり、激励をしていくことの必要性が明らかとなってきた」と結論づけている。

(ii) 共同作業所の増設

府障研の調査は、「特に養護学校卒業生の企業就職が困難な中で、各地の障害者共同作業所の果たす役割は益々重要さを増している」と、共同作業所の役割の大きさを指摘している。養護学校高等部卒業生で共同作業所に進んだ者は、1980年度卒業生82人中21人(25.6%)、1981年度卒業生104人中24人(23.1%)と、約4分の1を占めている。しかも、府障研調査も示すように、離職者を受けとめて卒業後ひきつづいて増加する傾向(1978年度卒業生で卒業時10人から3年次調査時16人に増加)にある。

共同作業所での受けとめによって、福祉施設入所者及び特に在宅者をできる限り少なくしているが、共同作業所への入所さえ困難な状況が発生している。認可及び無認可の授産施設の配置状況をFig.30に示したが、各市町村配置までには致っていない。現状では、ひきつづき増設が求められる。この点、与謝の海養護学校、向日が丘養護学校などでは、共同作業所とのつながりや生活労働施設づくりが意識的に追求されている。

(iii) 社会福祉施設の増設

1980年度養護学校高等部卒業生82人中15人(18.3%)、同じく1981年度卒業生104人中33人(31.7%)³⁶⁾が社会福祉施設入所者である。府障研の調査では、1978年度卒業生84人中、卒業時が25人(29.8%)、3年次調査時が27人(32.1%)であった。およそ、5分の1から3分の1の養護学校高等部卒業生を受けとめている。ところが、

これらの卒業生の受けとめられる施設はブロック内に所在するというよりも、広く府内外に及ぶ。

1981年度における、他府県の身体障害者更生援護施設への委託人数は98人中34人(34.7%)である。また同じく、他府県の精神薄弱者援護施設への委託人数は1,021人中86人(8.4%)³⁷⁾である。

Fig.31に府内の社会福祉施設の配置を示してあるが、身体障害者更生援護施設入所者の3人に1人、及び率としては低いものの精神薄弱者援護施設入所者の100人近くが府外に出るという実態である。最低府内で生まれ育った障害者の希望するすべてを府内の施設で受けとめうる条件整備が必要であろう。さらには、各ブロック内で受けとめうるだけの増設、適正配置が求められる。丹波養護学校では、隣設して精神薄弱者更生施設を開設し、教育保障・進路保障で連携を深めつつある。しかし、新設した施設も開所前から定員が埋まるという状況であり、緊急に第2、第3の増設が求められている。

(iv) 青年学級などによる障害青年の集団保障・社会教育保障

障害者の場合、特に学校卒業後も継続して教育的配慮が保障されるべきである。「教育を受ける権利」の実質保障は、学校教育から多くの部分を社会教育にひきついでとりくみうる。

「丹波ブロック」では、「亀岡市障害児を守る協議会」と「口丹養護学校設置促進協議会」の運動によって、1977年7月に、亀岡市教育委員会も役割を果たす中で障害者青年学級「かめのこ」が開始されている。³⁸⁾「なかまづくり」「字の学習会」「文化的活動」を3本柱とした青年学級は、当初10人余りから今日40人余りへメンバーを増やしている。丹波養護学校の教職員は、障害者に対する社会的圧迫が増大しつつあるこの時期において「集団を保障し、社会教育の機会をつくり、仲間とともに仲間の中で成長していけるような条件と、さらには自分たちでつくり出していけるような、生きがいとしての青年学級の意義は大きい」と把え、青年学級のとりくみを位置づけている。

1981年には、丹波養護学校の青年教職員を中心

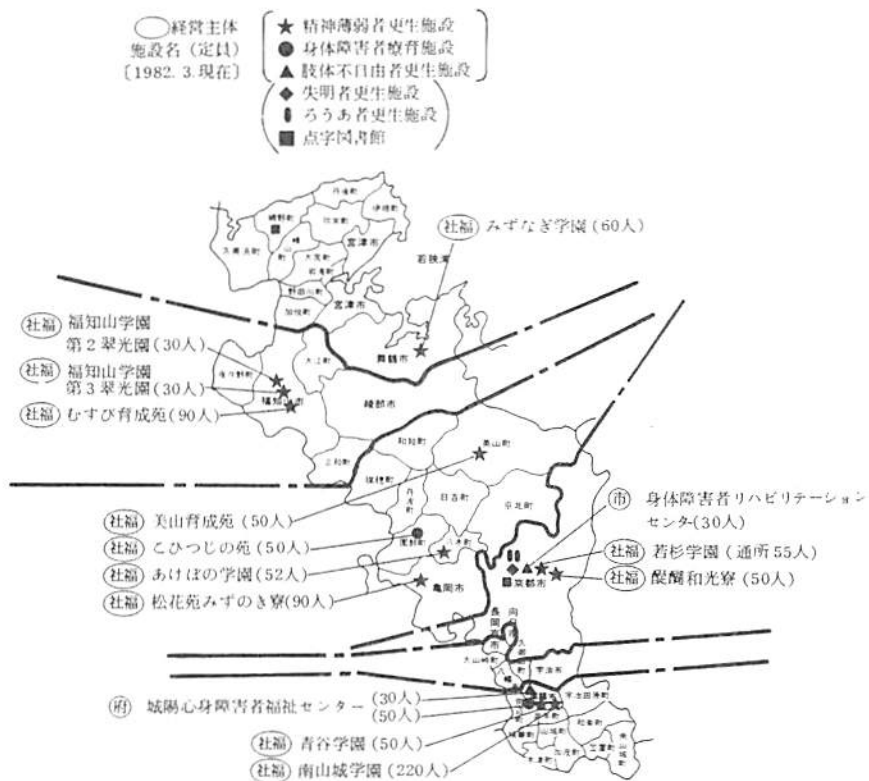


Fig. 31 京都府における精神薄弱者更生施設、身体障害者療護施設及び肢体不自由者更生施設

注1) 京都府教育庁指導部学校教育課；『昭和56年度障害児教育資料』(1981)を
もとに、京都府福祉部；『昭和57年度福祉部事務概要』(1982)で補正した。



Fig. 30 京都府における心身障害者授産施設

注1) ★及び◆は、京都府教育庁指導部学校教育課；『昭和56年度障害児教育資料』（1981）及び京都府福祉部；『昭和57年度福祉事務概要』（1982）による。

2) ●は、京都府民生労働部障害福祉課が1983年6月1日現在で把握していた18か所である。

に「第1回船井地域の同窓生のつどい」を開催し、船井青年学級「こぶしの会」を開始させている。

丹波養護学校では、「卒業後も一堂に会し、お互いの日常のことや悩みなどを相談したり、明日への生きる励ましの場とする」ことを目的とした同窓会を同窓生の「大きな精神的支え」としてとりくむという実践も生んでいる。

このような青年の集団保障は、養護学校卒業の障害者にも、中学校や高等学校を卒業の障害者にも、また就労者にも、施設入所者にも、在宅者にも保障されるべきものである。

(5) 社会的要請に応える方策

養護学校に対する社会的要請を、(i)就学前、(ii)適正就学保障 (iii)学校教育保障 (iv)卒業後の就労・生活保障の大きく4点から述べた。しかし、あらゆる社会的要請を養護学校が背負いこめない状況がある。

例えば、向日が丘養護学校では、週2時間ずつ4人について校内操作で教育相談担当の活動を保障している。向日が丘養護学校の教育相談担当が1982年度に受けとめた相談は約50件である³⁹⁾が、校内の他の所への負担から教育相談担当に保障しうる時間は現在の時間が限界である。もし、これ以上にとりくみを拡大しようとするれば、ケース・ワーカー、発達相談員、フリーの教師の配置が不可欠であるという。

また、与謝の海養護学校では、養護・訓練担当教員12人中11人を教育相談担当にあてて、週2日(午前中)の活動を保障している。1982年度に受けとめた相談は約100人で、内60人近くが就学前幼児の相談であった。相談には、外来相談の他に、保育所への巡回相談も月1回とり入れており、相談事例はすべて個人ファイルとして記録され、継続的に活用される体制を整備している。しかし、教育相談担当が校内操作で捻出されている点が、活動を発展させていく上での障壁になっている。市町村適正就学指導委員会からの依頼相談、体験入学、緊急入舎、居住地校協力など、専任の教職員の配置(加配)のない中でとりくまれているのが現状である。校内操作によって担当者の活

動を保障する場合には、特に、校内教職員の民主的討議に基づく集団的合意と展望が不可欠である。

一方の極には、養護学校が社会的に要請されるすべての機能を持つべきだという論があり、もう一方の極には、在籍児童・生徒への教育活動のみに限定すべきであるという論もある。また、現実には、養護学校生の障害の重度化、教職員の減員、予算の削減などにより、実質的に在籍児童・生徒への教育活動さえ十分に行えないのが実態である。

従って、養護学校が社会的要請に応える上で、現在校内の努力で対応している諸とりくみを新たな社会資源の創出に繋げるという観点が極めて重要になってくる。与謝の海養護学校建設を実現させた第一段階は、校内操作で担任 実践を蓄積し、教具を捻出し障害児学級を開設した北部の小学校でのとりくみであった。今日、障害児の「教育を受ける権利」の実質保障のために必要なとりくみであれば、当面は校内操作によってでも積極的に対応していかなければならない。実践を蓄積し、成果を社会的に共有する中で、新たな社会資源を創出するとりくみは進展する。

ケース・ワーカーの配置、発達相談員の配置などは養護学校の教職員定数だけで考えるのではなく、児童相談所、保健所、家庭児童相談室など府及び市町村の施設及び職員を養護学校の中に配置する方向で検討することも可能であろう。新たな法制度を全国的とりくみの中で創り出していく展望を持ちつつ、現行法制度の中で活用しうるものを徹底的に洗い直すという、新たな社会資源を創り出す極めて具体的な政策立案能力が科学的・民主的障害者教育運動に求められている。

「養護学校ブロック」構想とは、新たな社会資源の創出のための運動を展開していく見取り図でなければならない。

Ⅳ 「第3次京都府総合開発計画」に対する「養護学校ブロック」構想の意義

林田京都府知事は、1979年6月、京都府総合開発審議会に「第3次京都府総合開発計画」の策

定について諮問した。同審議会は、1981年7月に『“活力とうるおいのある明日の京都府をめざす”第3次京都府総合開発計画（1次試案）』を公表し、同年11月には1次試案と同名の答申が提出された。京都府は、これを同年12月に1981～1990年度を期間とした「第3次京都府総合開発計画」（以下、「3府総」）として公にし、現在、中間の1985年度までの「進行管理計画」を策定して施策・事業を推進している。

「3府総」の性格は、1964年3月の「京都府総合開発計画」（以下、「1府総」）及び1971年3月の「第2次京都府総合開発計画」との対比の中で明らかにしえる。「1府総」は、「この計画の究極の目的は、住民福祉の普遍的な向上である」⁴⁰⁾との立場を鮮明に示していた。そして、「この計画を策定する地方自治体である京都府は、地域社会の住民の立場からその環境を整備し、住民生活の基礎である産業を振興する使命を負うものであり、自治の本旨は、より住みやすいひずみのない社会の実現にある」と、地方自治体としての府行政の使命を位置づけていた。これに対して、「3府総」は、「今後ますます厳しくなる行財政」及び「急速に進行する人口構造の高齢化」に対処するために、「地域住民の積極的な参加と協力を引き出し」ながら、「住民の創意と工夫による特色ある地域づくりをいかに進めていくか」、「活力とうるおいのある京都府をいかにつくりあげていくか」という構図を持っているとよみうる。⁴¹⁾そして、「1府総」と決定的に相違する点として、「3府総」は、「地域づくり」、「京都府」づくりを「近畿圏の発展に寄与していく」立場から位置づけた。関西財界や国土庁等の近畿圏開発構想に乗って積極的に役割分担していこうというのが基本姿勢である。

「3府総」は、「地域づくり」を「コミュニティを基礎とする自主的なまちづくり」という言葉に換言し、「住民相互の連帯」とか「創造的な地域の自治」という用語さえ登場させている。しかし、この「府民の連帯と創意による地域づくり」の項目を導く前には、「多様化・高度化する府民

要望への対応」の項目がある。そこでは、「経済の安定成長と今後ますます厳しくなる行財政の状況のなかで、これらの府民の多様な要望を行政のみによって満たすことは非常に困難である」ことがまず認められ、「国などの資金の導入」とともに「府民の活力を行かす」こと及び「民間の活力の有効な活用」が強調されている。このような意味から、さらに、「地域共同体の機能の低下」、「地域の連帯感の喪失」などが問題として把握され、「ふれあい、相互扶助などの生活関係の崩壊や弱体化は、本来そのなかで解決されてきた事柄が市町村を中心とする行政に委ねられることとなり、行政負担の増大の原因ともなっている」との見方につながっていく。⁴²⁾このように、「コミュニティの醸成」は、「地域活動やボランティア活動」などの「地域住民による自主的な問題解決」の促進のために要請されるのである。

「3府総」は、とりわけ資本主義下における「貧困化」の進展に伴って、従来家族や共同体の中で処理されてきた養育、教育、扶助、保健などの業務が急速に崩壊し社会化されてきた経過を、「行政負担の増大」とみなし、行政の負担の軽減を強調している。従って、「3府総」の施策は本質的に「社会資源」削減の施策である。

具体的には、例えば、社会福祉分野では、「法令等により府営が義務づけられているものを除き事業団を活用する」との方針の下に、吉田保育所廃止、洛南寮、吉田母子寮、向日が丘療育園、身体障害者福祉センター、桃山学園等の府立施設の事業団委託がすすめられている。障害児教育の分野では、1981年度開校の南山城養護学校及び1984年度開校予定の中丹養護学校には、要望が高いにもかかわらず寄宿舎が設けられていない。「3府総」の養護学校建築は障推協の提案を一応入れて計画化されたものの、1983年度開設の計画であった南部地域の病弱養護学校が分校形式でしか達成されていない。聾学校舞鶴分校では、親の強い反対があったにもかかわらず、1983年度より中学部が廃止されている。保健の分野でも、1980年に舞鶴保健所東支所が廃止され、1983年に網

野保健所が峰山保健所に統合・廃止されている。

以上のような性格の「3府総」に対して「養護学校ブロック」構想を手がかりとして策定がすすめられる科学的・民主的京都府障害者教育計画は、「社会資源」充実のための地方自治体教育計画でなければならない。ここにいう「社会資源」充実とは、適正配置や連携強化による効率化をも含む。「養護学校ブロック」内で障害児教育諸機関や諸社会資源を有機的に結び付けるとりくみは、縦割行政による非効率化を排し、主権者である障害児（者）のために「教育を受ける権利」の実質保障を最も合理的に、かつ、見とおしと確信をもって系統的・継続的に実現していくことであろう。その場合、「社会資源」充実のための単位としては、「地域」ではなく、主権行使の基本単位である地方自治体を置くべきであろう。但し、地方自治体も市町村と都道府県で重層的であることから、各市町村段階で創出した「社会資源」と府段階で創出した「社会資源」を有機的に結びつけていくまとまりの1つとして「養護学校ブロック」を捉え直すこともできる。

このようにみると、一部にいわれているいわゆる「校区論」は、小学校の通学区域のみを重視するあまり、障害児教育諸学校や社会福祉施設などの「社会資源」の活用や創出・充実から障害児（者）を遠ざけてしまっており、障害児（者）の「教育を受ける権利」の実質保障を狭く脆いものに押しとどめたり、時には逆に「教育を受ける権利」の実質保障を阻害している。この点、京都において継承されてきた「地域論」は、単なる共同体願望に留まるものではなく、「新しい共同体の再建」＝地方自治体建設を意味するものであると結論づけることができる。

（本稿は、問題提起のための討議資料の意味をこめて書いたものである。各養護学校の研究紀要をみると、例えば向日が丘養護学校が開設15周年を、丹波養護学校が5周年を契機として、養護学校の果たすべき任務を独自に深め、集団討議に付しているようすが伺われる。養護学校の教職員だ

けの討議で終わらせるのではなく、「養護学校ブロック」に討議の輪を広げ、本稿も素材としながら、是非、各ブロックごとの「養護学校ブロック」構想の中味づくりに着手してほしい。）

〔註〕

- 1) 第92帝国議会衆議院における教育基本法案委員会での剣木享弘政府委員の答弁。
- 2) 清水寛氏は、「戦後教育改革と障害児の学習権—憲法・教育基本法の制定過程から—」（『教育学研究』Vol.36, No.1 日本教育学会、1969）において既に「憲法・教基法の『教育の機会均等』条項の『ひとしく』は、新憲法の国民主権主義の原則に基づく権利の無差別平等性の保障を意味するものであり、『能力に応じて』は、その権利の実質を保障するために不可欠の補充規定である」との考えを示しており、その後も「障害児の学習権」「発達権」「発達＝生存権」論を積極的に展開してきた。
そして今日、「発達保障」及び「発達権保障」の理念は一定の地歩を得るまでになっている。しかし、本稿では、「発達権保障」ではなく「『教育を受ける権利』の実質保障」とした。それは、同じ「発達（権）保障」の用語を使用しながら親、教師、行政の意味するところが相違するような状況があり、教育現場では教育実践を展開していく過程において親と教師がまさに子どもの「発達」についての共通認識を獲得することが課題となっているという現状を背景としている（窪島・渡部；「第32次（1982年度）京都教研〔障害児教育分科会〕の成果と課題」（『障害者教育科学』No.6）科学的障害者教育研究会、1983）。「発達権」という「新しい基本権」を直ちに定置するのではなく、あえて日本国憲法に明記された「教育を受ける権利」を祖上に載せて、その「実質保障」とは何かという相互検討を提起したい。
- 3) 例えば、鳥取県青少年問題協議会の鳥取県知事への答申『青少年の問題行動と当面の対応について（第一次報告）』（1983年5月18日）は、「今日、改めて問い直さねばならぬことは、憲法第26条の『能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利』につい

- てである。それは、児童・生徒が『ひとしい教育を受ける権利』を意味しているものではなく、『それぞれの能力に応じた教育を、均等な機会の保障のもとで受ける権利』を意味している。」という基本解釈を示し、「多様な能力への対応」「能力に応じた個別指導」といった能力主義的対応の導入を求めている。
- 4) 「学校宣言」の引用は、京都府立与謝の海養護学校；『よさのうみ10年のあゆみ（よさのうみ第20号）』、1979、によった。
 - 5) 藤井進；「障害児教育制度充実への地域教育計画づくり — 京都府障害児教育推進協議会活動の経験から —」（『障害者問題研究』No.15）全国障害者問題研究会、1978、P.64.
 - 6) 京都府障害児教育推進協議会；『京都府における障害児教育の推進について（最終報告書）』、京都府障害児教育研究会、1978、P.39.
 - 7) 同上、P.60.
 - 8) 兼子仁；『新版教育法』、有斐閣、1978、P.365. 兼子氏は、この引用に続けて、「居住地域での学校生活による子どもの人間的成長を期す趣旨」を公立義務教育学校の通学区制の意義として指摘している。また、別の箇所で、「教育を受ける権利」に「適正に配置された通学条件のよい学校に通う権利（通学権、通学条件整備要求権）」が含まれていることにも言及している（P. 257）
 - 9) 室井力；「地教法第50条」（有倉遼吉編；『基本法コンメンタール 新版教育法』）、日本評論社、1977、P. 350
 - 10) 1956年10月18日付初等中等教育局長回答（委発287）。
 - 11) 1973年4月16日京都府教育委員会教育長通知「京都府在宅障害児訪問指導教育制度実施要項」において訪問指導対象児の地域区分と在籍校が示されており、養護学校の一応の通学区域を知ることができる。これは、1979年4月には「京都府障害児教育諸学校訪問教育実施要綱・細則」に改められた（1982年4月再改正）が、同様に訪問教育対象児の地域区分と在籍校が示されていた。これらは教育長通知であり教育委員会規則ではない。
 - 12) 京都府障害児教育研究会；『京都府下における1980年度義務教育就学1年目の実態調査—第2次中間報告—』、1982、P.P. 64 - 66。
 - 13) 京都府障害児教育研究会；『京都府下における義務教育就学1年目の実態調査 — 第1次中間報告書 —』、1981.
 - 14) 京都府教育庁指導部学校教育課；『昭和55年度障害児教育資料』、1980、PP.6 - 7。
 - 15) Aの段階は、1981年度で小—77人（9.8%）、中—5人（1.0%）、1982年度で小—91人（10.9%）、中—6人（1.2%）であった。
 - 16) 結果の一部は、関西教育学会第34回大会（1982年10月）において池田真砂子によって発表されている。
 - 17) 京都府教育庁指導部学校教育課；『昭和57年障害児教育資料』、1982、PP.7 - 9。
 - 18) 注12）文献、PP.4 - 19。
 - 19) 向日が丘養護学校では、1979年度から乙訓地方のちえ遅れ児を小・中学部に受け入れはじめている。その中で、小学部在籍児童の中に占める「書きことば獲得期以前」の者の割合が1978年度38%から1981年度78%へと倍増し、発達年齢0歳からの教育課程の創出にとりくんでいる。また、1979年度から訪問教育校となったが、この5年間発達段階6カ月未満の最重度児も全日教育で受けとめて訪問教育児を出していない。（向日が丘養護学校；『1981年度向日が丘の教育（15）』、1982）。
 - 20) 京都府教育委員会；「心身障害児の早期発見のための教育行政と福祉行政の連携について」（文部省；『特殊教育No.26』）、東洋館出版、1979、P.18。
 - 21) 保健所は、1981年4月現在で全国に855カ所あり、その管内人口は1〜70数万人の幅をもっている。京都府下でも1975年度の人口で1.4〜20.4万人の管内人口であり、保健所そのものの適正配置が検討課題でもある。
 - 22) 社会福祉事業法に基づいておおむね人口10万人に1つの「福祉地区」が設けられて配置される。
 - 23) 注12）文献、及び渡部；「養護学校義務制実施後の問題と課題」（『特殊教育学研究』Vol. 20, No.2）、日本特殊教育学会、1982、P.55。
 - 24) 全日本特殊教育連盟の1980年度入学児調査で86.2

- ％（山口薫；『障害児教育論』、第一法規、1982、PP.141-142）、1979年度東京都調査で85.1％（障害児教育調査研究委員会；「就学障害児の実態と修学困難（上・下）」（『都政』1、2月号）、東京都政調査会、1981）であった。
- 25） 注24）の全特連調査。
- 26） 小西英夫；「長岡京市における心身障害児の早期ケアシステム」（『心身障害児就学指導資料』）、文部省初等中等教育局特殊教育課、1981、P.97
なお、向日が丘養護学校は1979年度から乙訓教育局管内を対象区域として訪問教育を設けているが、19-83年度までの5年間、訪問教育ゼロを実現している。
- 27） 府高与謝の海養護学校分会；「京都北部における就学前のとりくみから」（『日教組第32次・日高教第29次教育研究全国集会報告書』）、京都教職員組合、1983、PP.2-3。
- 28） 注12）文献、PP.35-41。
- 29） 同上、P.39。
- 30） 向日が丘養護学校；『1982年度向日が丘の教育（16）』、1983、PP.133-137。
- 31） 府高与謝の海養護学校分会；「宮津市における障害児夏季学童保育のとりくみ」（『日教組第32次・日高教第29次教育研究全国集会報告書』）、京都教職員組合、1983、PP.3-4。
- 32） 紀要編集委員会；『実践・研究・運動のあゆみ 丹波の教育』No.5、丹波養護学校、1983、P.5。
- 33） 注30）文献、PP.111-112。
- 34） 向日市第三向陽小学校保健部；『子どもたちが健康に生きていくために』（ガリ版刷資料）、1980。
- 35） 京都府障害児教育研究会；『昭和53年度中学校障害児学級及び府立養護学校高等部卒業生の進路追跡調査第3年次（昭和56年度）中間報告』、1982。
- 36） 京都府教育庁指導部学校教育課；『昭和56年度障害児教育資料』、1981、及び、注17）文献。
- 37） 京都府福祉部；『福祉部事務概要（昭和57年度）』、1982。
- 38） 注32）文献、PP.8-10。
- 39） 注30）文献、P.129。
- 40） 京都自治体問題研究所；『財界の「京都改造計画」「第3次京都府総合開発計画」批判資料集』、1981、P.11。
- 41） 京都府；『“活力とうるおいのある明日の京都府をめざす”第3次京都府総合開発計画』、1981、PP.3-6。
- 42） 同上、PP.29-30。
- * 注記以外で使用しているデータは、各養護学校を訪問して聞きとりをしたものである。